

戦争と非人道的医学研究 —戦後における反省をはばむもの—

ZOOM併催ゲノム問題検討会議特別企画セミナー
西山 勝夫 問合せ先は[こちら](#)

2026年9月26日13:30～16:30

東京都江戸東京博物館

(注:  をクリックするとセクションにジャンプ、下線文字をクリックするとリンク先にジャンプ)

私の研究の出発点

1963年

三井三池炭鉱炭塵爆発事故



最新技術を導入した
「合理化」の象徴的炭鉱

※三川鉱を想起させる生成イメージ

資料：大牟田市「大牟田のあゆみ」／明治日本の産業革命遺産「三池」

学生(工学部)時代の関心

「科学と平和」



三池炭鉱事故に衝撃



なぜ最新技術が
人々のいのち・健康を
守れなかったのか

私の問い

- ⚙ 科学や技術は誰のためにあるのか
- 📖 科学者や技術者の社会的責任とは何か
- 👤 労働者のいのち・健康は守られているのか



労働衛生学者へ

「科学・技術と労働者のいのち・健康との関係を問い続けること」

これが私の研究の原点となった

「戦争と医学医療」研究へ

問題意識の展開

労働衛生学
研究・教育・
社会活動



?

医学医療は戦争と
どのような関係にあったのか

主な活動

1995年頃～

医師団体による
問題提起

戦争と医学医療に関
する
問題提起

1998年

日本産業衛生学会
創立70周年事業

労働衛生学の歴史から
戦争加担を検証する
必要性を認識

2000年

「15年戦争と日本の
医学医療研究会」

戦医研
設立に参加

2006年

「戦争と医の倫理」の
検証を進める会

進める会
設立に参加



現在

戦争と医学の
歴史と倫理の検証

検証を継続

西山勝夫: 15年戦争と日本の医学医療研究会20年のあゆみ—成果と課題. 戦争と医学. 23, 2023.

「私たち」とは

本日「私たち」と申し上げる場合は、戦医研、および

「戦争と医の倫理」の検証を進める会における研究・活動を踏まえたものです。

本講演での「反省」の捉え方

1 医学医療が戦争遂行に加担した事実を明らかにする

2 何が起きたのか、被害の実態を明らかにする

3 そこに至る経過・過程を明らかにする

4 謝罪や被害者への対応を検証する

5 二度と繰り返さないために何が必要かを明らかにする

6 現在と未来に伝える経験と教訓を明らかにする

こうしたことを一つひとつ確かめ、

経験と教訓を現在と未来に生かしていく営みを、

本講演では「反省」と呼ぶことにします。

本日の問い

本日、私が皆さんと一緒に考えたい問いは次の5点です。

-
- 1** どこまで史実の認定と説明が進んだのか
- ・ 医学医療の戦争加担の実態とは何か
 - ・ どのように非人道的医学研究に至ったのか

-
- 2** どのように非人道的医学研究の反省は進められてきたのか

-
- 3** 何により反省ははばまれたのか

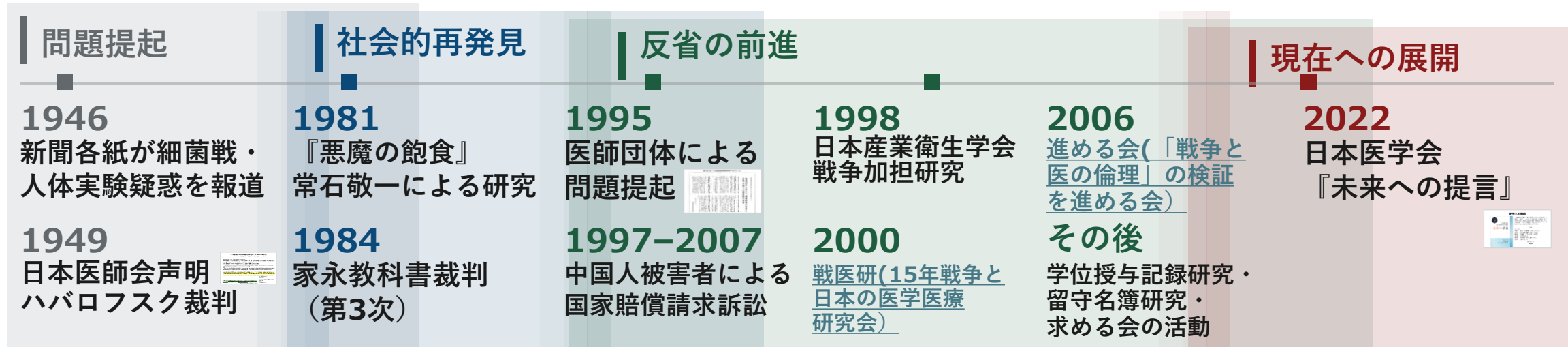
-
- 4** 何が反省の前進を可能にしたのか

-
- 5** 今後の課題は何か

戦後80年の反省の歩み(試案)

反省はどのように進んできたのか

※ 各局面は明確に区切られず、重なりながら展開した



ディキンソン: バイオハザード 七三一
部隊と戦後日本の国民的『忘れやす
さ』の政治学. 悪夢の医療史, 2007.

スヴェン: 戦後の日本とドイツ
における「過去の克服」.
日本の科学者48, 2013.



戦後80年の歴史は、「忘却（忘れやすさ、記憶喪失）」の歴史でも、一直線の前進の歴史でもない
前進と停滞が繰り返された歴史である

本日の視点

何が反省をはばんだのか

何が反省の前進を可能にしたのか

医学医療の戦争加担を自ら反省する意義

提起された疑問

- 1 医学医療界自身に戦争加担の解明・反省ができるのか
- 2 医学医療の問題だけを扱うことに意味があるのか
- 3 より古い侵略戦争まで対象を広げるべきではないか

私たちの問題意識

医学医療は古代より命と尊厳を守る特有の使命を負うと言われてきた。その医学医療が「非人道的医学研究」を自ら防げなかったとすれば、他の学術分野における歯止めもまた難しいのではないか。

1 「医学医療に期待される使命」

命と健康を守る | 傷病者を救い治療する
苦痛を軽減する | 人間の尊厳を守る

2 戦時下で求められた役割

健兵・健民 | 戦闘能力の増進 | 継戦能力の維持
軍事医学研究 | 細菌戦研究 | 侵略政策・宣撫政策への協力

3 その行き着く先 非人道的医学研究

731部隊問題

4 医学医療自らが担う「反省」

事実と過程を明らかにする

なぜ止めることができなかったのか
そのことはどう反省されたのか

私たちは、「何が起きたか」だけでなく、医学医療界の内部からなぜ歯止めがかからなかったのかを自ら問うこととした。

なぜ非人道的医学研究なのか

731部隊問題から見てきたこと

医学医療の使命が問われている

- 今日の医学医療の使命に照らせば真逆の出来事であった
- 人の命と尊厳を守るべき医学が非人道的医学研究に至った

731部隊だけの問題ではない

- 医学医療の戦争加担全体と深く結びついていた
 - 国家・軍・大学・医学医療界など広範な関与が存在した
- 国家 | 軍 | 大学 | 医学医療界

複数の問題が交錯していた

- 非人道的医学研究
- 細菌戦
- 医学博士の学位授与
- 軍医活動

到達した認識

非人道的医学研究・731部隊問題の解明と反省は
日本の医学医療の戦争加担全体を考えるうえで
重要な手がかりを与えてきた

戦争と医学医療の反省によって明らかになったこと

何が明らかになったのか

これまでの反省と研究の到達点

- 1 医学医療は侵略戦争遂行の一翼を担った 
- 2 戦争加担は組織的に進められた
- 3 その枠組みの中で、非人道的医学研究は正当化を伴って推進された 

関与した主体

軍医学校 大学医学部 医学会 医師会

相互に結びつきながら推進

行き着いた先

非人道的医学研究 731部隊 細菌戦

ここまでの反省から見えてきたこと

731部隊だけの問題ではない

一部の医師・医学者だけの問題ではない

本講演の視点 戦争と医学医療の問題を、個人の問題としてではなく
日本の医学医療全体の歴史として考える

反省はどのように進まなかったのか

戦後80年で解明されたこと

- ✓ 医学医療は侵略戦争遂行の一翼を担った
- ✓ 戦争加担は組織的に進められた
- ✓ 非人道的医学研究はその枠組みの中で推進された

しかし

戦後80年を経てもなお十分に解明されたとはいえない

残された問い

- 1 非人道的医学研究に
までどのようにして至ったのか
- 2 国家理念（皇国史観）や社会状況は
どのように作用したのか
- 3 戦後の反省は
どのように進まなかったのか

本日の問題意識 **何が反省をはばんできたのか**
そして **何が反省の前進を可能にしたのか**

次に考えたいこと **反省の歩みの中で、私たちはどのような壁に
直面してきたのか**

反省はどのようににはばまれてきたのか

反省の歩みの中で直面した困難 — 本日はその一部に触れる —

研究・史料の壁

- ① 問題として受け止められにくい壁
- ② 史料の壁
- ③ 証言の壁

理解・認識の壁

- ④ 理解の壁 
- ⑤ 記憶と歴史認識の壁

組織・制度の壁

- ⑥ 組織の壁 
- ⑦ 科学的合理性の壁
- ⑧ 国会・行政・司法の壁
- ⑫ 遺族・親族の壁 

国を越える壁

- ⑨ 国家間の壁
- ⑩ 被害者と加害者の壁
- ⑪ 言語の壁

社会的圧力と忘却の壁

-  ⑬ ウソ呼ばわり・誹謗中傷の壁
- ⑭ 見えない圧力の壁
- ⑮ 忘却させる力の壁 

研究基盤

人手・資金・多忙・証言者と研究者の高齢化（寿命の壁）・研究協力

見えてきたこと
反省をはばんだものはいつではない
複数の壁が重なり合って存在していた

731部隊関係者の医学博士の学位授与の研究

学位授与記録研究から見た壁

出発点

731部隊関係者
約30名の学位論文
調査を開始

学位論文から
学位授与過程へ
調査対象が広
がった

直面した壁

- 1 史料の壁 学位授与記録の所在が
広く知られていなかった
- 2 理解の壁 学位授与過程そのものが
研究課題とみなされていなかった
- 3 組織の壁 大学は関連史料を所蔵していたが
学位授与過程の検証は
行われてこなかった
- 4 制度の壁 史料の保存・公開・利用には
様々な制約があった

確認できた史料

- ✓ 論文目録
- ✓ 履歴書
- ✓ 審査要旨書
- ✓ 学位記申請書・受領書
- ✓ 教授会審査結果
- ✓ 文部省との往復文書 など

見えてきたこと 重要な史料は存在していた しかし 十分な検証は行われてこなかった

この事例が示すもの史料は存在していた。では、なぜ検証されなかったのか
反省をはばんだのは、史料の欠如だけではない

「『サル』はヒトではない」が問われる論文への学位授与問題（京都大学）

科学的合理性の壁はどこにあったのか

問題提起

学位論文の記載
ペスト菌を感染させたサルが
「頭痛」「高熱」「食欲不振」を訴え
死に至る経過を記載
↓
非人道的研究ではないか
との疑問が提起された

京都大学の対応

予備調査を実施（画期的と評価）
↓
「サルではないとはいえない」
↓
「ヒトではないといえるか」
を焦点にした
本調査は行われなかった

残された問い

「ヒトではない」
なぜ核心的な問いは
全く検証されなかったのか
大学は何を
検証課題とするのか

見えてきたこと
問題は非人道的研究の疑いだけではない
本来行すべき検証がなぜ行われなかったのかである

2022年 日本医学会『未来への提言』の画期性



1. 医療倫理・研究倫理に関する日本医学会の立脚点
—過去の過ちに学ぶ—

- ▶ 医学・医療の名において、人間の尊厳・人権の尊重が蹂躪され、人々に大きな犠牲を強いた過去を持つ
- ・ 戦時中に七三一部隊で中国人やロシア人等を対象とした非人道的な人体実験（当時の日本の医学界をリードしていた大学教授たちが多く参加していた事実）
- ・ ハンセン病患者に対する強制隔離や優生手術
- ・ 薬害エイズ事件
- ・ 「旧優生保護法」に象徴される生命倫理原則や基本的人権、インフォームド・コンセントの蹂躪
- ▶ 私たちは、こうした過去の過ちに学び、将来にわたって非倫理的な状況が再び起こることのないよう、私たち自身の倫理を確固たるものとし、時には流れに抗うことも医学に携わる者の責務であることを改めて認識する

日本医学会創立120周年記念事業 ～日本近代医学創成から120年とこれからの120年～

日本医学会創立120周年記念事業
～日本近代医学創成から120年とこれからの120年～

出典:日本医学会創立120周年記念事業シンポジウムビデオ（該当箇所）

私たちの評価

戦後80年に及ぶ反省の歩みにおいて画期をなす

日本医学会が初めて医学医療界の戦中の過ちを認め二度と繰り返さないことを表明した

※日本医学会: 145の医学系学会が加盟する日本最大級の医学系統合学術団体（日本医師会の学術組織）

画期をなすものとする ただしその意味は今後の検証のなかで明らかになる

『未来への提言』から見えてきたこと

画期の先に問われていること

共有

『未来への提言』の内容は
医学医療界全体に共有されているだろうか

- ・各医学会
- ・各大学
- ・医療者
- ・医学研究者

社会化

医学医療界が認めた過去の過ちは
広く共有されているだろうか

- ・市民との対話
- ・歴史教育への反映
- ・メディアへの反映
- ・国会・政府・自治体などへの反映
- ・被害国・被害者などとの国際的共有

具体化

認識は検証と行動に結びついているだろうか

- ・各大学は何を検証するのか
- ・各医学部は何を検証するのか
- ・各学会は何を検証するのか
- ・国会・政府は何を検証するのか
- ・公的な歴史検証の仕組みはあるのか

今年問われていること 『未来への提言』は「必要な時には流れに抗うことも医学に携わる者の責務」と述べた
では 安全保障技術研究推進制度などへの応募による医学医療の新たな軍事研究への加担にどう抗うのか



問われていること 『未来への提言』は どこまで共有され どこまで社会化され どこまで具体化されているのか

示された認識

『未来への提言』は医学医療界において画期をなす
しかし
その意味と実践が、
今あらためて問われるのではないか

おわりに

戦後80年の反省の歩み

生み出した成果

- ・ 医学医療の戦争加担の解明
- ・ 非人道的医学研究の解明
- ・ 様々な歴史的事実と経過が明らかになった

反省をはばんだもの

- ・ 史料の壁
- ・ 組織の壁
- ・ 科学的合理性の壁
- ・ 制度・司法の壁
- ・ 国家間の壁
- ・ 記憶と歴史認識の壁

提言が示したこと

- ・ 日本医学会は医学医療界の戦中の過ちを認めた
- ・ 二度と繰り返さないことを表明した
- ・ 「必要な時には流れに抗うことも医学に携わる者の責務」とした

現在問われていること

- ・ 『未来への提言』はどこまで共有されているのか
- ・ 『未来への提言』はどこまで社会化されているのか
- ・ 『未来への提言』はどこまで具体化されているのか
- ・ 各大学・各医学部・各学会・国会・政府は何を検証するのか

『未来への提言』は戦後80年の反省の歩みにおいて画期をなすものである

ただしその意味は 今後の検証のなかで明らかになる

日本は今 安全保障技術研究推進制度などを通じた

医学医療の新たな軍事研究への加担に どう抗うのか



討論の論点 ①共有 ②社会化 ③具体化 ④新たな軍事研究への加担 — ご一緒に考えたいと思います

参考資料

討論時のスライドズーム用 — 学位授与記録研究／学位授与の検証／留守名簿研究／安全保障技術
研究推進制度/その他

スヴェン・サーラ

日本の科学者48(8), 466-471, 2013年8月

戦後の日本とドイツにおける「過去の克服」（特集 戦争と医の倫理：ドイツと日本の検証史の比較）

戦争における医学の行為とその戦後についてドイツと日本における清算を考える際、両国の戦後の「過去の克服」というプロセスの全体像を考究すべきである。

主な指摘と視点

終戦の形態の違い：

ドイツは1945年5月に米英ソ仏4カ国による分割占領を受け、国家体制が一度消滅したのに対し、日本は連合国（実質は米軍中心）による占領を経て国家の継続性が維持されたことなど、降伏と占領のプロセスが異なっていた。

政治と社会の意識：

両国の市民レベルでの歴史的意識や世論調査を紐解くと似た傾向も見られる一方、政治指導者や国家のレベルでの戦争責任の表し方、近隣諸国や国際社会への対応において明確な違いが生じたとしている。

「過去の克服」のプロセス：

ドイツにおける反省や和解への取り組みは最初から平坦ではなく、国内外のせめぎ合いや議論（歴史家論争など）を経て徐々に形成されたものであり、日本においても同様の比較視点から歴史認識のあり方が継続的に議論されている。

大阪府保険医協会は戦後50年を迎え、次のような声明を発表しました。

戦後50年にあたり、侵略戦争の反省と 反戦・平和への開業医の決意

戦後五十年にあたり大阪府保険医協会は、「開業医宣言」の第十項「平和の希求」で表明した「人命を守る医師はいかなる戦争も容認できない。私たちは歴史の教訓に学び、憲法の理念を体して平和を脅かす動きに反対し、被戦争の防止と被兵器廃絶が現代に生きる医師の社会的責任であることを確認する」の精神に基づき、この声明を発表します。

さきの「戦後五十年の国会決議」は、世界の中心で「侵略行為」が行われ、日本の戦争もその一つにすぎないというもので、日本がアジアで行った侵略戦争を合理化するものです。アジア諸国の非難を受けたのも当然です。一九三一年の中国東北部侵略から太平洋戦争に至る十五年戦争で日本が主動的に戦争を拡大してきた明白な事実を目を覆ぐものです。

戦時下の日本の医師は、天皇の名によって軍医として動員されて前線に送られ、あるものは戦死し、また多くの将兵とともに戦傷と飢餓と疾病に悩まされ辛うじて生き残った戦争被害者であります。

しかし一方、ある部分では軍の幹部として積極的に戦争に協力し、なかには細菌を利用した実験で多数の俘虜を虐殺した関東軍七三一部隊や九州大学での生体解剖事件への関与など、許しがたい犯罪行為もありました。

ことに七三一部隊の犯した非人道的人体実験は、当時の日本医学界と深い関係があり、同部隊には大学の教授、助教、講師など、当時の有能な細菌学者、病理学者、生理学者が動員され、実験の研究、実験に携わり進んで協力しました。しかも石井部隊長以下その多くは、戦犯として処刑されないばかりか、戦後も戦時中の実験結果をもとに論文を発表し、大学学長や医学部長、研究所長などの要職につき、戦後の医療、医学会に絶大な影響力を与えました。そして、日本の医学会も

医師会もともに彼らを告発も断罪もせず、侵略戦争への協力に対する反省も行わぬまま今日に至っています。

このように戦時中に際だって現れた我が国の医の倫理に対する鋭感な非難は、戦後の研究や教育にも深い影響を与えて、行政や企業倫理に透し、少なくとも医師、医学者の関わった戦後の医療、薬害事件を生み出しました。

ナチス支配下のドイツの医師たちが犯した大量殺戮や人体実験の罪責はニュールンベルグ裁判で処罰されました。そして戦後四十四年を経てベルリン医師会は「一九一八年から一九四五年までのドイツの医学界」を開き、それを機に戦争犯罪について深い反省の意を表しました。またドイツ医師会は最近では被爆者の決意を行ったことが知られています。

ドイツと我が国のこの差は何処にあるのでしょうか。両国の戦後政治のありかたに起因していることは明らかです。ドイツの戦後国家の基調はナチスの犯罪を永久に追及することを国家目的の一つとして来たことです。我が国ではそれと異なりGHQの占領政策の都合により国家指導者の戦争責任の追及が曖昧とされ、そのままだけ今日の国会の決議につながっているという事情があります。

今私たちは国会がさきの「五十年決議」の立場を速やかに改めて、アジアと世界の諸国民に対する公式の謝罪と賠償を行うことを要請するとともに、一部ではあれ我が国の医師、医学者の犯した人道上の罪に対し、日本の医師・開業医団体として深く謝罪するものです。

以上、改めて反戦・平和への私たちの決意を表明します。

一九九五年八月十日

大阪府保険医協会第21回理事会

DARK MEDICINE

Rationalizing Unethical Medical Research



EDITED BY
WILLIAM R. LAFLEUR, GERNOT BÖHME, AND SUSUMU SHIMAZONO

人体実験・軍事技術

先端生命科学

悪夢の 医療史

〔編著〕

GW・ラフルーア
G・ベーム

島蘭進

〔訳〕

中村圭志
秋山淑子

勁草書房

バイオハザード 七三一部隊と戦後日本の国民的「忘れやすさ」の政治学 フレデリック・ディキンソン、p118-119 日本における暴露の政治学

・・・一九四六年における戦時中の日本の細菌戦実験の暴露は、つまりは、戦後日本における自らの足場の再構築という、日本共産党の大きな計画の一環であったとも見なされる。

日本共産党は、一九四六年に細菌戦実験問題の潜在的政治力を認識したことで、戦時中の実験についての「歴史上の事実」の最も精力的な初期の擁護者となったと言えるであろう。一九四九年末のハバロフスク裁判は、日本において小規模ながらセソセッションを巻き起こしたが、最も議論が盛んだったのは、日本共産党の主たる機関紙「アカハタ」においてであった。主要な日刊全国紙について言えば、ハバロフスクの事件は、毎日新聞の朝刊第一面にマッカーサーが日本人ソ連抑留者の調査を要請したとのUP特報と並べて掲載された。しかし読売新聞はこれを報じなかった。

(Williams and Wallace 1989a, 226-27)。このニュースは左寄りの朝日新聞によって勢いを得た。朝日新聞はこれを一週間にわたって一はじめは第三面に、は第一面において一掲載した(朝日新聞 Dec. 25, 27-30, 1949を参照のこと)。しかし、最も詳細な報道を行ったのはアカハタであった。アカハタは一週間を費やして、一二人の被告の起訴状を全文掲載し、次いで七三一部隊につながりがあるとされる者へのインタビューを紹介した。

アカハタのインタビューを受けた者の中に、かつて「日本新聞」の専属記者であった竹山秀夫がいた。「日本新聞」はソ連軍がハバロフスクにおいて日本降伏の一三日後に日本人捕虜に読ませるために創刊したものである。その編集部員の中に相川春樹がおり、彼が日本に帰国したのちアカハタ編集部に加わったといういきさつがあった(Swearingen and Langer 1968, 233)。ソ連による日本の細菌戦実験の暴露は、この問題に関して沈黙を保つという米国の政策に真っ向から対立するものであるために、当時の人々や歴史学者はこの裁判の政治的性格を強調してきた。また、この裁判に関するアカハタの報道の際立った詳しさは、大局的に見て、米国支配の占領と日本の政治の保守化に対する

日本共産党の挑戦と解釈できるかもしれない。実際、米国当局は、ハバロフスクから届いたそのニュースをソ連の宣伝工作であるとして激しく攻撃した。マッカーサー元帥自らが、一九五〇年一二月に、日本の人体実験のいかなる証拠をも公式に否定した(New York Times, Dec.27, 1949; Williams and Wallace 1989a, 231 に引用がある)。

バイオハザード 七三一部隊と戦後日本の国民的「忘れやすさ」の政治学 フレデリック・ディキンソン、p124-126

結論

…。西洋人が日本人の「歴史に関する記憶喪失」を慨嘆するときは、決まって日本政府の公式の政策や、保守系政治家・知識人の活動や発言に焦点が当てられる。

しかし、公式政策ばかりに注目していても、国民の記憶をめぐる事情は部分的にしか分らない。…。法的賠償について言えば、戦時中の過失に対する公式の認識の問題は、正式の条約および国際法の問題が絡むことによって非常に複雑になっている。国家に対する法的請求という。パンドラの箱を開けてはならないとする政府への圧力がかなりのものだとしても不思議はない。

賠償に対する日本政府の抵抗にもかかわらず、一九九〇年代に国民が戦時中の細菌戦実験に関する明白な証拠にさらされたことが、後戻り不可能な状況をつくっている。皮肉なことに、日本人の「歴史に関する記憶喪失」が近年言われているのも、日本国民の認識に進展があったからなのである。。日本の裁判所は中国人被害者に対する補償に抵抗し続けている。しかし一九九三年以降、日本政府に対して起こされた訴訟は、国内での新たな証拠文献の発掘と一般市民の協力があって初めて出来たことである。さらに二〇〇五年の歴史教科書検定問題は、一九八〇年代とは根本的に性格を異にするものであった。

こうした（文部省の）強調点の変化は、この二〇年間に戦時中の残虐行為に対する公式の政策に相当な前進があったことを象徴的に表している。…。厚生省は、一九八二年四月の国会の内閣委員会において七三一部隊の存在を事実と認めた。そして一九九七年、最高裁は家永三郎の第三次訴訟の最終判決において、教科書における七三一部隊への言及の合法性を認めた。

戦中の日本医学会と 敗戦直後

西山勝夫: 毒瓦斯問題 と軍陣医学分科会. 日本医学会創立120周年 記念誌(全515頁), 195- 199, 2022.

表1 毒瓦斯問題と軍陣醫學分科會に關連する年表

西暦	日本医学会事項	関連歴史事項
1894～1895		日清戦争・台湾割譲
1899		「ハーグ陸戦条約」署名(1900年発効)
1900		治安警察法、第5回バリ萬博、萬國醫學會軍陣醫學部會に實吉子爵参加、義和團の乱・北清事變
1902	第1回日本聯合醫學會：總會演説「北清事變の衛生成績の一斑」、軍陣醫學部、軍陣醫學分科會設立	
1904～1905		日露戦争
1906	第2回日本聯合醫學會：總會演説「日露戦役ニ於ケル帝国海軍の傷病ニ就イテ」「日露戦役ニ於ケル衛生業務ノ大要」	
1910	第3回日本醫學會(以下、日本醫學會と略)：軍陣醫學分科會「軍陣防疫ニ就テ」「北韓守備軍隊ノ衛生ノ變遷及ビ現況」「羅南ノ兵營ニ就テ」など	韓国併合
1911		南滿醫學堂設立(1922年→滿洲醫科大學)、警視庁に特別高等警察課設置、辛亥革命(1912年→中華民國成立)
1914～1918	第4回：總會演説「脚氣の研究に就て」	第一次世界大戰：初の化學兵器大規模使用、ロシア革命
1918		陸軍軍醫學校に化學兵器研究室設置
1918～1922	第5回：總會演説「交戦国の陸軍衛生」	シベリア出兵
1922	第6回：軍陣醫學分科會 西伯利事變関連演説9題	
1924		京城帝國大學設置(醫學部1936年)
1925		「ジュネーブ・ガス議定書」署名(1928年発効)、治安維持法
1926	第7回：軍陣醫學分科會「比較的本分科會に關係の薄きものは他の分科會へ廻す」、特別講演「化學兵器」	濱江醫科專門學校(1938年→哈爾濱醫科大學)
1928		濟南事變、台北帝國大學設置(醫學部1936年)、不戦条約
1929		吉林醫學校設立(1938年→新京醫科大學)、山本宣治暗殺、世界恐慌、大久野島での毒瓦斯製造
1930	第8回：軍陣醫學分科會「濟南事變中發生したる特殊傳染病の統計的觀察」「有毒瓦斯の作用に就ての生理學的研究」「發煙劑製作時發生せる中毒に就て」	
1931		柳条湖事件・滿洲事變
1932		陸軍軍醫學校に防疫研究室設置、五・一五事件、滿洲帝國樹立・五族協和、滿蒙開拓、日本學術振興會
1933		日本國際連盟脱退、洮川事件
1934	第9回：總會演説「滿洲事變ニ於ケル陸軍衛生勤務ニ就テ 陸軍軍醫總監 合田平」、軍陣醫學分科會：「開會の辞」で日本軍の化學兵器使用が明らかに、特別講演「防疫上ヨリ見タル野戰給水ニ就テ 石井四郎軍醫正」抄録無	
1935		天皇機関説事件
1936	石井四郎ら陸軍軍醫學校から關東軍防疫部に転出	二・二六事件、關東軍防疫部設立(1940年→關東軍防疫給水部)、關東軍軍馬防疫廠設立、日独防共協定
1937	第10回日本醫學會幹事會(第3回)陸軍省醫務局より希望、戦時體制下醫學講演會開催を決定	盧溝橋事件・北支事變(日中戦争の始まり)、滿蒙開拓青少年義勇軍、日独伊防共協定、中華民國臨時政府
1938	京都放送局：森島庫太會頭「我國醫學界の現狀に就て」・第10回：独軍醫團参加、戦時體制下醫學講演會：「戦傷外科並びに航空及び毒瓦斯問題」	國家總動員法、勞働動員、北支那防疫給水部発足、武漢作戰、國際聯盟対日經濟制裁決定
1939		米國の日米通商航海条約廃棄通告、第二次世界大戰、ノモンハン事件(日ソ國境紛争)、南支那防疫給水部発足
1940		汪兆銘政権、佳木斯醫科大學設立、大東亜共栄圏構想
1941		真珠湾攻撃
1942	第11回：次回副會頭挨拶「第12回總會の開かれます4年後には、」「戦局は我國に非常に有利に展開」(「會誌(其二)」入手不可)	米軍艦載機東京空襲、南方軍防疫給水部発足、國民醫療法、官製・日本醫師會
1943		學徒動員、科學研究動員委員會
1945		九州帝國大學生体解剖事件、ボツダム宣言、原爆投下、原子爆弾影響調査、ソ連対日参戦、終戦、聯合國軍最高司令官總司令部GHQ：軍國主義者の公職追放、検閲・言論統制
1946	第12回準備：分科會長會議「分科會は前回のもののうち軍陣醫學を除くこと」を決定	樞東國際軍事裁判、ニュルンベルク醫師裁判、日本國憲法公布(1947年施行)
1947	第12回：GHQ側6名の特別講演、日本醫師會との合流決議	ニュルンベルク綱領、世界醫師會設立
1948	日本醫師會：日本醫學會を合體	医の倫理に関するジュネーブ宣言
1949	日本医師会決議「戦時中に敵国人に対して加えられた残虐行為を公然と非難」	日本學術會講創設、医の倫理國際綱領、中華人民共和國成立、ハバロフスク裁判
1951	第13回：日本医師会との合流後初の總會、初の天皇臨御	世界医師会：日本医師会加盟の承認

第13回日本医学会総会(1951)

開會の辞 会頭 田宮猛雄

本日茲に第13回日本医学会総会を開催するに登りまして、畏くも、天皇陛下の臨御を仰ぐ光栄を得ましたことは、洵に会員一同感激措く能わざる所で御座います。

(中略)

天皇陛下には、恐れ多くも、学術奨励の御恩召により親しく琴に御臨幸を賜りましたこと、猛雄等会員一同の無上の光栄とし、淀く感激致す所で御座います。会員一同は篤き御恩召を体し、協力一致本務に邁進致しますことを、茲に謹んで御誓い申し上げます。

(中略)

世界医師会への我々の参加は既に可決せられたと伝えられ、世界保健機構への加入も、連合軍の好意により促進せられつゝあります。待望の講和未だ到らずとは云え、東天既に紅なるを見るのであります。

医 師 の 倫 理

1951年日本医師会定

総 則

1. 医師は、もと聖職たるべきもので、従って医師の行為の根本は、仁術である。
2. 医師は、常に人命の尊重を念願すべきである。
3. 医師は、正しい醫事国策に協力すべきである。

第1 医 師 の 義 務

第2 医 師 の 心 得

ジュネーブ宣言(1948年)

私は、たとえいかなる脅迫があろうと、生命の始まりから人命を最大限に尊重し続ける。また、人間性の法理に反して医学の知識を用いることはしない。

日本学術会議の発足にあたって 科学者としての決意表明 (1949年1月22日、日本学術会議第一回総会)

われわれは、ここに人文科学及び自然科学のあらゆる分野にわたる全国の科学者のうちから選ばれた会員をもって組織する日本学術会議の成立を公表することができるのをよろこぶ。そしてこの機会に、われわれは、これまで・・・わが国の科学者がとりきたった態度について強く反省し、今後は、科学が文化国家ないし平和国家の基礎であるという確信の下に、わが国の平和的復興と人類の福祉増進のために貢献せんことを誓うものである。そもそも本会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とするものであって、学問の全面にわたりそのになう責務は、まことに重大である。されば、われわれは、日本国憲法の保障する思想と良心の自由、学問の自由及び言論の自由を確保するとともに、科学者の総意の下に、人類の平和のためあまねく世界の学界と提携して学術の進歩に寄与するよう万全の努力を傾注すべきことを期する。

ここに本会議の発足に当ってわれわれの決意を表明する次第である。

久野（第七部）

第七部で相談したこととしては、全体の大体大多数の意見として戦争ということを明示しない方がよいという御意見が多かつた・・・。

・・・すでに国家が戦争になつてしまつたならば戦争に協力し、科学者が国家のために尽すということとは、一面から言うのと当然のことであります。それはどこの国でもやつております。その点をただ反省だけでよいかどうか、これは国民の周知の的になつております。もし反省するということになれば、戦争の勃発ということに対して防ぐことができなかったということを反省すべきであります。しかしながらその点は当面の科学者が実際に無能だつたとは考えられないのであります。

もう一つ戦争という問題は、今はもう過去の問題・・・戦争という文字をこういう声明書の中に入れるということが、はたして妥当なりや否や・・・殊に将来のためにこういう声明をするということならば、憲法によつてすでに戦争を放棄し、将来戦争というものは、われ／＼国民にとつては全然問題外のことであつて、将来戦争ということを考えてこういう声明をする必要はない。これらの理由によつてこの戦争という言葉は、むしろこの字句の中に入れない方が妥当である・・・。（拍手）

日本医師会の世界医師会加盟のための1951年声明

1951年5月22日加盟各国医師会に回覧された世界医師会文書36.18/51抜粋

German and Japan Medical Association decrying atrocities during World War II. The following is the text of the reply from the Japan Medical Association.

WMA理事会は、ドイツ医師会ならびに日本医師会に対し、第二次世界大戦における残虐行為を非難する声明文を求めた。以下は、日本医師会から寄せられた文書である。

日本医師会が1951年に世界医師会(WMA)に加盟する際に提出した声明文

“At the annual meeting of the House of Delegates of the Japan Medical Association, held on March 30, 1949, the following resolution was unanimously passed;

“That the Japan Medical Association, representing the doctors of Japan, takes this occasion to denounce atrocities perpetrated on the enemy during the war period, and to condemn acts of maltreatment of patients which are alleged and in some cases known to have occurred.

1949年3月30日に開催された日本医師会の年次代議員会において、以下の決議が満場一致で採択された。

「日本の医師を代表する日本医師会は、この機会に、戦時中に敵国人に対して加えられた残虐行為を公然と非難し、また断言され、そして時として生じたことが周知とされる患者の残虐行為を糾弾するものである。」

A Takahashi, MD

President

The Japan Medical Association

高橋 明

日本医師会長

(西山勝夫: 世界医師会総会準会員会議における日本医師会に対する戦争責任の追及について, 会誌5(1), 2004. 同: 日本医学学会と15年戦争, 会誌7(1), 2007.)

1949年の日本医師会「決議」前後からの日本医学学会関連の動向

緑:評価できる 黄:機会

1945年	敗戦、連合国軍占領、最高司令官総司令部GHQ:軍国主義者の公職追放
1946年	日本医師会、日本医療団の幹部の公職追放指令、極東国際軍事裁判、ニュルンベルク医師裁判、日本国憲法公布(1947年 施行)
1947年	新生日本医師会発足、第12回日本医学学会、ニュルンベルク綱領、世界医師会設立
1948年	日本医師会:日本医学学会を合体、九州帝国大学生体解剖事件判決、世界医師会「医の倫理に関するジュネーブ宣言」
1949年	日本医師会決議、日本学術会議創設・「科学者としての決意表明」、世界医師会「医の倫理国際綱領」、ハバロフスク裁判
1950年	日本学術会議「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない決意の表明」
1951年	日本医師会:声明、医師の倫理、世界医師会:日本医師会加盟の承認
1975年8月10日	大阪府保険医協会第21回理事会決議「戦後50年にあたり、侵略戦争の反省と反戦・平和への開業医の決意」
1981年	森村誠一「悪魔の飽食」、常石「消えた細菌戦部隊 関東軍第731部隊」
2000年年4月2日	日本医師会定例代議員会「医の倫理綱領」
2000年6月17日	15年戦争と日本の医学医療研究会設立
2003年7月15日	日本学術会議「生命科学の全体像と生命倫理特別委員会報告」
2004年10月9日	世界医師会準会員総会(東京)で、Franzblau医師の世界医師会の議事運営規則改訂案否決
2006年1月19日	植松治夫日本医師会会長との懇談(15年戦争と日本の医学医療研究会)
2006年7月30日	第27回日本医学学会総会出展「戦争と医学」展実行委員会設立
2006年11月15日	武田裕・第27回日本医学学会総会企画展示委員長と面談(「戦争と医学」展実行委員会)
2006年11月29日	岸本忠三第27回日本医学学会総会会頭と面談(「戦争と医学」展実行委員会)
2007年3月31日～4月8日	第27回日本医学学会総会当局から「戦争と医学」展実行委員会への小スペースの提供
2007年4月8日	「戦争と医学」展実行委員会:国際シンポジウム「戦争と医の倫理
2008年8月20日	永井良三・第28回日本医学学会総会準備委員長、山崎力同幹事長と懇談(「戦争と医学」展実行委員会)
2008年10月 7 日	桐野高明・第28回日本医学学会総会学術委員会委員長氏と懇談(「戦争と医学」展実行委員会)
2009年1月29日	矢崎義雄・第28回日本医学学会総会会頭「懇談は困難」の返答(「戦争と医学」展実行委員会)
2009年9月27日	「戦争と医の倫理」の検証を進める会(以下、進める会)設立大会
2010年8月23日	第28回日本医学学会総会学術展示への「出展申込書」提出
2010年9 月 14 日	影山恵一第28回日本医学学会総会事務局長「展示の主旨が異なるため意に沿えない」
2011年4月9日	第28回日本医学学会総会、国際シンポジウム「戦争と医の倫理ードイツと日本の検証史の比較」(進める会、東日本大震災の為延期)
2012年10月19日	高久史麿・日本医学学会会長と懇談(進める会など)
2012年11月17日	国際シンポジウム「戦争と医の倫理ードイツと日本の検証史の比較」(進める会)
2012年11月19日	井村裕夫・第29回日本医学学会総会2015関西の会頭との懇談(進める会)
2013年1月8日	高久史麿・日本医学学会会長との面談(進める会)
2013年4月22日	中村泰三・第29回日本医学学会総会2015関西事務局長との面談(進める会)
2013年9月17日	井村会頭・第29回日本医学学会総会の回答「フランク・シュナイダー会長の特別講演を組み入れることは難しい」(進める会)
2013年12月26日	小泉昭夫・第29回日本医学学会総会展示委員会副委員長、大野照文・京都大学博物館館長、中村泰三事務局長との懇談(進める会)
2014年1月12日	「医の倫理」ー過去・現在・未来ー企画実行委員会～日本医学学会総会 2015 関西にむけて～(略称:「医の倫理」実行委員会)の設立
2014年4月1日	一般社団法人日本医学学会連合設立
2014年4月12日	「医の倫理」実行委員会メイン企画
2015年4月	第29回日本医学学会総会
2016年9月6日	青山正晴・第30回日本医学学会総会組織委員会事務局長への電話照会「要望は反映しうる」(進める会)
2017年1月31日	齋藤英彦・第30回日本医学学会総会2019中部会頭等の返書「趣旨や重要性等は高く評価されたが、出展等の賛同を得られず。」(進める会)
2018年5月19日	進める会:世話人体制から呼びかけ人体制へ移行
2019年4月	第30回日本医学学会総会
2019年4月29日	シンポジウム「戦争・医療倫理ー731部隊とナチスの障害虐殺から考えるー」(進める会)
2022年3月27日	日本医師会臨時代議員会「医の倫理綱領」
2022年4月2日	日本医学学会創立120周年記念シンポジウム:未来への提言
2022年6月29日	第31回日本医学学会総会事務局長:重要な課題と認識しているが、スケジュールがほぼ決まっていて、ご希望にはそえない(進める会)
2022年7月吉日	第31回日本医学学会総会会頭「貴会の趣旨また重要性は高く評価、当総会においてセッション等の開催について同意得られず」(進める会)
2023年3月13日	学問と表現の自由を守る会「日本学術会議は誰のものかー私たちの要望と期待」にて、門田守人日本医学学会連合会長メッセージ
2023年3月29日	日本医学学会長、門田守人:日本医学学会創立120周年記念事業「未来への提言」完成のご案内
2023年4月	第31回日本医学学会総会
2023年4月19日	日本医学学会長:一般社団法人全国医学部長病院長会議会長宛「加盟大学医学部においてご活用」を促す文書
2023年4月23日	「戦争と医の倫理」の検証を進める会シンポジウム
2023年5月18日	〇〇大学総務企画課長:「学生・教職員各位」日本医学学会創立120周年記念事業「未来への提言」について

世界医師会における
日本医師会に対する戦争責任追及
‘02年10月米国で開催された世界医
師会(WMA)総会準会員会議で、『七三
一部隊に関する決議案』(日本医師会
ニュース)

日本医師会に対し「日本医師会の731
部隊との関わりの否認」を求める決議案が
1996年のWMA総会準会員会議以来
毎年提案されていた。

(西山勝夫:世界医師会総会準会員会議における日本医師会に対する戦争責任の追及について、会誌5(1), 2004)

Franzblau教授(カリフォルニア大医学部)の決議案

- 1.1932年から1945年の期間に、日本帝国陸軍に所属する日本人医師が行った非人道的行為は詳しく文書で証明されている。そして、
- 2.日本医師会が、この部隊に所属していた医師の蛮行との関わりを公式に否認した記録はこれまでにない。そして、
- 3.WMAの創設の根源は、医師の行動および1933年から1945年におけるドイツのナチに所属していた医師の蛮行を考証することであつた。
- 4.WMAの存在は、前述したような蛮行が再び起こらないように、世界中の医師の倫理的行為の水準をひきあげることにあるとされている。ゆえに、
- 5.WMAは、日本医師会に、1932年から1945年における日本帝国陸軍の731部隊との関わりを公式に否認することを求める。さらに、
- 6.日本医師会は、日本政府に對して、人道に反して殺戮や罪を犯した731部隊に所属していた医師が、何故これまでに訴追されてこなかったのか釈明するよう要求する。

(西山勝夫:世界医師会総会準会員会議における日本医師会に対する戦争責任の追及について, 会誌5(1), 2004.)

Franzblau教授提案への日本医師会の対応

日本医師会は、1951年にWMAに加盟する際、声明を出して加盟を承認された。この声明の主旨は、第二次大戦時の日本軍の蛮行を糾弾するといふもので、日本医師会はこれを根拠にすでにこの事案は議論済みとの認識である。また、過去のWMA準会員会議でも当件は協議され否決されている。

それにもかかわらず、フ란ツブラウ医師は、それ以降も総会毎にこの案件を提出し、日本医師会に対して執拗に回答を迫ってきている。

今回も同様な要求が出されており、これに対して日本からの準会員は一致して、この決議案の審議に入る前に、以上の理由からこの決議案を議論の対象として取り上げないという動議を可決し、さらに、今後この主旨の決議案が準会員会議の場で再び取り上げられないようにするため、WMAの議事運営規則に則り、この案件を無期限に延期する動議を可決した。

(西山勝夫: 世界医師会総会準会員会議における日本医師会に対する戦争責任の追及について, 会誌5(1), 2004.)

2004年WMA総会(東京)

30年ぶりの‘04年10月9日に東京で開催されたWMA準会員総会で、Franzblau教授はWMAの議事運営規則を改訂する決議案を提案したが、6:38(反対の圧倒的多数は日本医師会会員)で否決され、日本医師会の戦争責任については議論に至らなかった。

2024 年 2 月 20 日

「戦争と医の倫理」の検証を進める会 御中

日本医学会

会長 門脇 孝

拝啓

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご厚誼にあずかり、厚く御礼申し上げます。また、創立 120 周年記念事業「未来への提言」第 4 章をお読みいただきましたことに重ねて御礼申し上げます。

「未来への提言」第 4 章「医療倫理・研究倫理の深化」では、戦争時のみならず、過去において起きた生命倫理原則や基本的人権、インフォームド・コンセントの蹂躪などから、過去の過ちに学び、将来にわたり非倫理的な状況が再び起こることのないよう、不断に医療倫理と研究倫理を深化させる努力をすることが医学に携わる者の最も重要な基本的責務であるとしております。

さて、貴会より昨年末に懇談の「場」を設けることへのご要望をいただいております。貴会のご活動の趣旨は重要と認識いたしますが、本会としての考えや今後の取り組みについての詳細は「未来への提言」随所に記載がございますので、下記をご参照いただきますことをもってご理解いただければ幸いです。

https://jams.med.or.jp/jams120th/images/teigen_jams120th.pdf,

お返事が遅くなりましたことを深くお詫び申し上げます。

また、末筆になりましたが貴会の益々のご発展をお祈り申し上げます。

敬 具



第32回
日本医学会総会 2027 医学のレジリエンス～みらいへの挑戦と貢献～
The 32nd General Assembly of
the Japan Medical Congress 2027

2024 年 8 月 1 日

「戦争と医の倫理」の検証を進める会 御中

第 32 回日本医学会総会
会 頭 澤 芳樹

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

貴会より 6 月 21 日付にてご要望をいただいておりますが、関連する学術委員会および展示委員会より賛同を得ることができなくて、本会としての取り組み等については厳しく、何卒ご理解いただければ幸いです。

ご返答が遅くなり、今になりましたことを深くお詫び申し上げます。

末筆ではございますが、貴会の益々のご発展をお祈り申し上げます。

敬具

第 32 回日本医学会総会
565-0871 大阪府吹田市山田丘 2-2
大阪大学大学院医学系研究科
岸本記念医学史料館(3階)
TEL: 06-6875-8181
FAX: 06-6875-8180
E-mail: office@isoukai2027-osaka.jp

学術講演会	2027 年 4 月 23 日(金)ー25 日(日)	大阪市北区・中之島エリア
学術展示	2027 年 4 月 22 日(木)ー25 日(日)	大阪国際会議場・リーガロイヤルホテル大阪
一般(市民)展示	2027 年 3 月 20 日(土)ー28 日(日)	大阪市北区・うめきたエリア

<https://isoukai2027.jp>

学位授与記録研究の壁と前進

細菌資料センターの奈須重雄さんが2011年に金子順一の学位論文を国会図書館で発掘したことに刺激されて、国会図書館にある京大出身の731部隊関係者約30名の学位論文を調べることにした。学位論文を調べれば、学位授与歴がわかり、学位授与迄の経歴から、731部隊との関連を解明できるだろうと想定したからです。

国会図書館に保管されていた学位論文は文部省から移管されたものであることが明らかになった。しかし、国会図書館には学位授与記録は所蔵されていなかった。

なお、国会図書館では複写のみで写真撮影は許可されなかった。

京都大学附属図書館には学位論文とともに学位授与記録も所蔵されていると思ったが、やはりなかった。

なお、京都大学附属図書館では写真はおろか複写も不許であった。

京都大学附属図書館の調査で京大には所蔵されているが国会図書館には所蔵されていない、あるいはその逆の医学博士授与者がいることが明らかになった。当時の学位授与申請者は3部の学位論文を当局に提出することになっていた。そのうち一つ当該学部、もう一つは当該大学、3冊目は文部省に提出することになっていた。しかし、京都大学医学部では学位論文は所蔵されていなかった。

このような齟齬は、京都大学学位論文検索システムでなく国会図書館の検索システムに依存していた場合、明らかにならなかったと考えられた。京大にしか所蔵されていない学位論文は幸いに例外的手続きにより、数か月のちに業者による複写物の納品を受けた。

学位論文を調査する場合には国会図書館だけでなく当該大学における所蔵も調べなければならないことが教訓となった。

西山勝夫: [731部隊関係者等の京都大学医学博士論文の構成](#). 15年戦争と日本の医学医療研究会会誌13(1), 2012.

同上: [731部隊関係者の京都大学医学部博士学位論文授与状況](#). 同上13(2), 2013.

同上: [京城帝国大学医学部の博士学位の授与について](#). 同上15(1), 2014.

同上: [満洲医科大学の戦後の医学博士の学位授与](#). 同上16(1), 2015.

同上: [731部隊所属医師の学位授与などの妥当性](#). 同上16(1), 2015.

同上: [戦後における台北帝国大学の医学博士の学位授与](#). 同上16(2), 2016.

同上: [731部隊関係者等の京都大学における医学博士の学位の授与過程\(2\)](#). 同上18(2), 2017

学位授与記録研究の壁と前進②

学位授与記録の所在を探求するうちに、京都大学大学文書館に所蔵されていることがわかった。京都大学大学文書は1997年の京都帝国大学創立100周年事業で設置（設置年月日: 2000年11月1日）された。ここでの調査で初期の目的を達することができた。

なお、京都大学大学文書館では、実物をカメラで撮影することもできた。

さらに、学位授与歴には、学位授与申請日、教授会決定日、審査員の教授名、審査要旨などの記録も含まれていることが明らかとなった。

京都大学で見つからなかった学位授与者については国立公文書館の所蔵を調べることにした。

これらの結果は、戦医研の例会並びに会誌に発表した。

しかし、京都大学で問題にされることはなかった。

京都大学の経験をもとに他の旧帝国大学などの医学博士の授与についても調べることにした。しかし、京都大学大学文書館などのような施設はなく、学位授与歴は所蔵されていなかったもので、国立公文書館によってのみで存在を確かめることにしその都度発表してきた。

京都大学と同様に他の大学でも問題にされることはなかった。

また、個々の論文のレビューや個人史の研究はほとんど着手できていないままで完結していない。

主論文（[国会図書館所蔵](#)）

「イヌノミ」 *Ctenocephalus canis* Curtis ノ「ベスト」
媒介能力ニ就テノ實驗的研究

滿洲第七三一部隊（部隊長 陸軍軍醫中將 石井四郎）

陸軍軍醫少佐 平 澤 正 欣

主
論
文

目 次

第 一	緒 言
第 二	實驗材料及方法
第 三	實驗成績
第 四	總括及結論
第 五	文 獻

[滿洲第731部隊軍医将校の学位授与の検証を京大に求める会](#)

西山勝夫: [731部隊所属医師の学位授与などの妥当性](#). 15年戦争と日本の医学医療研究会会誌15(2), 2015.
松村高夫: [731・細菌戦部隊における研究と学位論文](#). 同上20(1), 2019.

非人道的学位論文授与の検証 壁と前進②

平澤学位授与主論文表紙(翻刻：国会図書館収蔵)

「イヌノミ」Ctenocephalus canis Curtis ノ「ペスト」媒介能力ニ就テノ實驗的研究

滿州第七三一部隊（部隊長 陸軍軍醫中將 石井四郎）

陸軍軍醫少佐 平 澤 正 欣

目次

第一 緒 言

第二 實驗材料及方法

第三 實驗成績

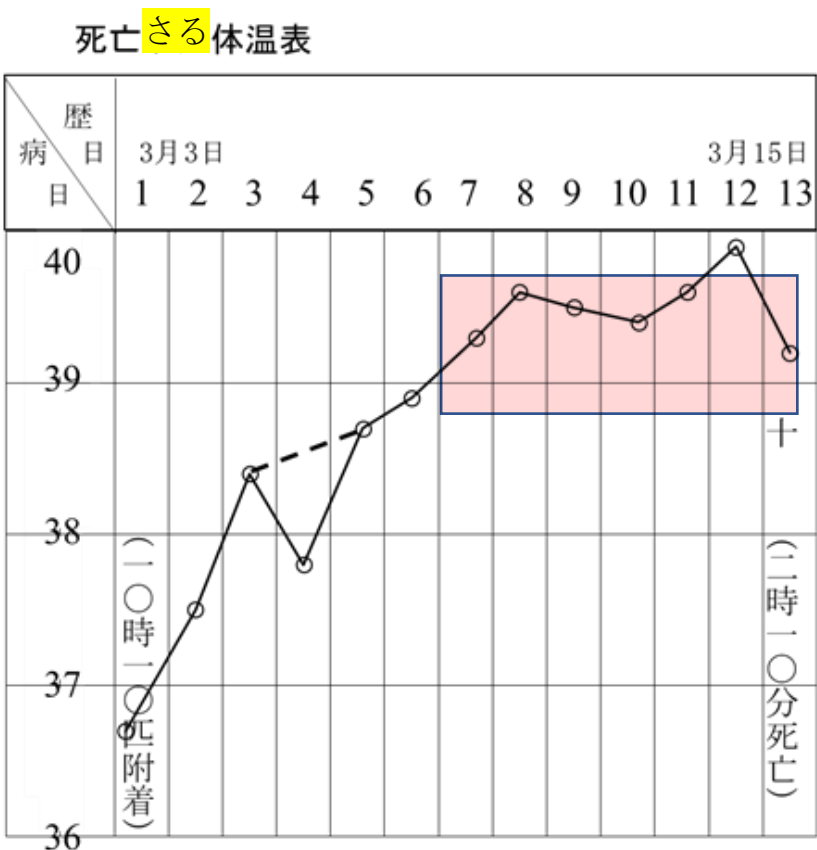
第四 總括及結論

第五 文 獻

非人道的学位論文授与の検証 壁と前進③ 学位申請時に提出された主論文中的「VII 特殊實驗」の項 (翻刻：国会図書館所蔵主論文)

VII 特殊實驗

イヌノミノ保菌後3日目ノモノヲ用ヒ下表ノ如ク
1匹、5匹、10匹ノ3群ニ分チ **さる**ノ大腿部ニ附
着セシムルニ次ノ成績ヲ得タリ



第8表 イヌノミニヨル **さる** 攻撃

区分	供試數	感染發症數	感染率
1匹附着	3	0	(0%)
5匹附着	3	1	(33%)
10匹附着	3	2	(66%)

發症 **さる**ハ附着後6-8日ニシテ **頭痛、高熱、食思不振ヲ訴へ**同時ニ局部淋巴腺ノ腫脹、壓痛、舌苔眼結膜充血ヲ其ノ他典型的ナル腺ペスト症状ヲ示セリ、感染發症率ヲ見ルニ1匹附着ニテハ感染セルモノ皆無、5匹ニテハ1/3 10匹ニテハ2/3 ナリ。

發症 **さる**中1(10匹附着ノモノ)ハ 39度以上ヲ5日間持續シ發病6日目(附着後13日目)ニ死亡セリ。剖檢所見ニ於テ脾、肝鼠蹊淋巴腺ハ顯著ナルペスト病變ヲ呈シ又各臓器ノ塗抹培養ニヨリ脾肝肺淋巴腺ヨリペスト菌ヲ多數檢出セリ
竝ニイヌノミニヨル **さる**ノ感染發症死亡ヲ確認セリ

京都大学医学部教授会(1945年6月6日)での審査後 纏められた平澤正欣論文要旨 (国立公文書館学位授与記録より翻刻)

昭和15年9月、新京「ペスト」防疫に端を発し、新京犬猫病院に初発患者、次いで同家族及近隣に続発を見たるは、一に濃厚汚染地たる農安県より某富豪が同病院に入院せしめたる一飼犬による蚤を撒入せるものならずやと疑い「イヌノミ」の「ペスト」媒介能力を究明せんとせり仍て之が詳細の実験的闡明のため、動物感染試験により該蚤も亦「ペスト」媒介者なる事実を確認し、更に進んで特殊実験を行い、先人の見解と異なり「イヌノミ」も亦人類に対する「ペスト」媒介蚤なる新事実を発見せり

昭和20年6月12日

審査員

衛生学講座担任教授

戸田正三

微生物学講座担任教授

木村簾

病理学病理

解剖学第一講座担任教授

杉山繁輝

京都帝国大学医学部長

木村簾

非人道的学位論文授与の検証 壁と前進⑤

關東軍防疫給水部留守名簿

昭和二十年一月一日

關東軍防疫給水部

編入前所屬及 其編入 年月日	本籍 (在留地)	留守擔當者	氏名	生年月日	備考
...	...	...	平澤正欣	...	...
...	...	...	平澤正欣	...	...
...	...	...	平澤正欣	...	...

學位記受領證

一 醫學博士學位記 設四第二五五六號

右受領候也

昭和二十年五月四日

京都帝國大學御中

代理 平澤正欣

平澤正欣

マ 1059

G.H.O.

5051

關東軍防疫給水部

滿洲第六五九部隊

留守名簿

昭和二十年一月一日

關東軍防疫給水部

1939年3月9日滿洲第731部隊附
1945年5月31日學位申請書
6月6日 學位申請日
醫學部部教授會可決
6月14日戰死(秦郁彦)
6月23日文部大臣宛起案
9月26日文部大臣：學位授与認可

非人道的学位論文授与の検証 壁と前進⑥

戦医研発足を機に『陸軍軍医学校防疫研究報告2』(全約900冊(全約900冊))の復刻版が刊行されることになった。

それを機に、戦医研では陸軍軍医学校防疫研究報告研究チームが立ち上げられ、会員内外の分担により各報告の抄録作成に着手し、その結果は戦医研のwebに公開された。

この共同研究で、陸軍軍医学校防疫研究室に協力していた大学教授が明らかになった。チームに参加していた常石敬一は報告執筆者の中で医学博士号を授与された者を明らかにし、その結果の一部を2005年に刊行した『戦場の疫学』で紹介した。

『戦場の疫学』では、満州第七三一部隊（部隊長 陸軍軍醫中將 石井四郎）の指導の下で行われた陸軍軍醫少佐 平澤正欣の学位論文「『イヌノミ』*Ctenocephalus canis* Curtis ノ『ペスト』媒介能力ニ就テノ實驗的研究」という非人道的研究について詳述した。

私は、前述の「学位授与記録研究」で、平澤正欣の学位論文が国会図書館のみに所蔵することとともに同学位授与記録が京都大学大学文書館にあることを明らかにした。

その研究では、学位授与記録中に3名の審査委員、すなわち、戸田正三衛生学教授・元医学部長、木村簾微生物学教授・医学部長、杉山繁輝病理学により作成された論文審査の要旨に、常石が明らかにした非人道的研究について、「進んで特殊実験を行い、先人の見解と異なり『イヌノミ』も亦人類に対する『ペスト』媒介蚤なる新事実を発見せり」と記されていることを見出した。これは京都大学が学位授与で非人道的研究に加担したことを示すものであった。

その頃の時代はどうであったか。

非人道的学位論文授与の検証 壁と前進 ⑦

2014年1月にはSTAP細胞事件が起こり、同年8月26日には文部科学大臣が「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を決定した。

2014年10月に霊長類学者の山極寿一が京大総長に就任した。

2015年には防衛省の安全保障技術研究推進制度が発足した。日本学術会議は迎合しようとしていた。

このような状況において、平澤正欣の学位授与に関する京都大学の動きはなかった。

2015年4月25日～26日に開催された、ヒューマン・エシックス研究会で、私は「731部隊における細菌学研究と博士号授与」を発表することとし、京都大学：平澤正欣の学位授与取消 東京大学：金子順一の学位授与取消
新潟大学池田苗夫の学位授与取消 日本病理学会：日本病理学会会誌34(1), 2, 1944の
笠原等、長澤等、北野等論文の掲載取消 日本感染症学会：日本伝染病学会雑誌41(9), 1967及び42(5),
1968の池田論文の掲載取消に関する論考を述べた。

その際に、同研究会では、当面京都大学に平澤正欣の学位授与取消を求める要請案が検討されたが、合意に至らなかった。主な論点は、京都大学職員組合などが応援した総長を窮地に追いやるようなことはしない方がよい、他の取り組みをすべきということであった。

進める会は日本学術会議の迎合に抗うために2016年6月8日に「日本学術会議の軍事研究容認の動きを危惧し、反対する医学・医療関係者の声明」を発表する記者会見を国会議員会館で行った。同年9月に軍学共同反対連絡会が設立され、私は進める会を代表して共同代表に選ばれた。

非人道的学位論文授与の検証 壁と前進 ⑧

2018年1月20日には、「満洲第731部隊軍医将校の学位授与の検証を京大に求める会」（以下、会）が発足した。

同年2月16日には「学位授与の検証を求める署名」を開始した。

同年3月8日には京都大学「研究活動上の不正行為に関する通報、告発等の受付窓口」を訪れ「京都大学における研究不正に関する質問」を提出し、回答を得た。

主な回答は「『規程』制定以降京大内で行われた研究活動には学位を授与された論文が『規程』の対象となる。」
「『規程』制定以降の学外の研究（学位を授与された論文を含む）で、京大で学位を授与された場合は、「規程」の対象外となる。」
「学位を授与された論文が対象であり、審査要旨は対象とならない」「審査要旨の不正行為に関する通報、告発等の受付窓口はない」「通報者に通知された『研究不正』は認められないという結果に対する『通報者の異議申し立て』については規定はない。」であった。要するに、「満洲第731部隊軍医将校の学位授与の検証」に関する受付窓口はないことが明らかとなった。

同年4月14日に予定した講演会「研究者が戦争に協力する時 731部隊の生体実験をめぐって」の会場は京都大学 百周年時計台記念館国際交流ホールを予定し、京都大学と折衝し、紆余曲折はあったものの予約でき、当日は予想外で会場が溢れるほどの人々が参加した。メディアの取材も予想外で、当日の状況は全国に配信された。

非人道的学位論文授与の検証 壁と前進 ⑨

同年7月26日には、京都大学副学長が会の要請団と面会し、要請を受け取り、「1) 皆さんの要請書を深く受け止める。2) 過去を変えることはできないが、未来にいかすようにしたい。3) 未来にいかすということは、現在の問題としてとらえ、過去の検証をすることも含まれている。4) 皆さんの言われたことを執行部で検討する。5) 9月上旬に大学執行部で検討し、その結果を会に報告する」と回答した。

要請団は直後の記者会見で見解「日本医学会、日本医師会、旧帝国大学などは70年以上にわたって、戦争加担について沈黙してきた。遅きに失するといえども、今回、初めて京都大学が大学として総長宛の要請書を受領し、執行部で検討するとしたことは、画期的であり、国内だけでなく国際的にもその向き先が注目されることとなった。京都大学が、さらに進んで、9月上旬に大学執行部として「過去を変えることはできないが、未来にいかす」ために検証するとの方針を決定していただきたい。」を発表した。

メディアの取材も予想外で、当日の状況は全国に配信された。

同年9月18日には京都大学から「京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程」及び「京都大学における研究活動上の不正行為に係る調査要項」を準用し、当該論文に関する調査(予備調査)を実施するとの回答がメールでなされた。

「調査要項」には「責任者は予備調査を指示し、当該報告を受けた日又は通報があったとみなした日から概ね30日以内(特別な事情がある場合には60日以内)に、その調査結果の報告をさせるものとする。」とあるにも関わらず、予備調査の結果通知は翌年、2019年2月8日付けとなり、メールで届けられた。

非人道的学位論文授与の検証 壁と前進 ⑩

予備調査は本調査の必要がないというものであった。その主な理由は「使用された動物がサルであることを明確に否定できるほどの科学的合理的理由がない」ことであった。「使用された動物がヒトでないということを明確に否定できる科学的合理的理由」についての調査は全く行われていなかった。

会は。同通知について、京都大学に対して「異議申し立て」や「情報開示請求」を行ったが、前進はなく、山極壽一総長は2020年9月末日をもって任期を終了した。

期待していた「日本霊長類学会の課題とされること」もなかった。

「会が取り上げたと同様の倫理問題を有する東京大学や慶応大学の元731部隊軍医将校の学位論文に対しする世論や取り組み」も起こりませんでした。

留守名簿とは 留守業務規程

改刷版

陸軍留守業務部令ヲ定ム

1945/10/10

1944/11/30

アジア歴史資料センター

国立公文書館デジタルアーカイブ 類02898100

JACAR: A03010225100

12

陸軍普第一四三五號
留守業務規程

昭和十九年十一月三十日 陸軍省調製
昭和二十年十月十日 改刷

0146

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
<http://www.jacar.go.jp>

昭和十九年十一月三十日 陸軍省調製

留守業務規程
陸軍普第一四三五號

陸軍留守業務規程				陸軍普第一四三五號			
昭和二十年五月十四日				内閣書記官長			
内閣總理大臣				法制局長官			
外務大臣	海軍大臣	大東亞大臣	農商大臣	陸軍大臣	文部大臣	厚生大臣	別紙陸軍留守業務規程
内務大臣	司法大臣	軍需大臣	運輸通信大臣	陸軍留守業務規程	陸軍留守業務規程	陸軍留守業務規程	陸軍留守業務規程
陸軍留守業務規程	陸軍留守業務規程	陸軍留守業務規程	陸軍留守業務規程	陸軍留守業務規程	陸軍留守業務規程	陸軍留守業務規程	陸軍留守業務規程

留守名簿研究 壁と前進 ②

留守業務規程

第二條 留守業務ヲ的確ニ處理シ忠勇ナル軍人、軍屬ノ取扱、留守宅家族遺族ノ處理ニ遺憾ナカラシメ以テ前線ノ軍人、軍屬ヲシテ後顧ノ憂ナク愈々本分ニ精勵セシムルト共ニ銃後國民ヲシテ聖恩ニ感奮興起セシムルハ實ニ軍ノ本義ヲ顯現スル所以ノ一要道ナリ

各級幹部及當事者ハ留守業務ノ意義ヲ銘肝シ之ヲ處理ニ遺憾ナカラシムルヲ要ス

第十一条 部隊ノ派遣、歸還、外地ニ於ケル動員、改編、人員ノ異動ニ方リテハ同時ニ處理スヘキ左記書類物件中關係書類物件ヲ成ルヘク一括交付

(送付) (携行) スル (セシムル) モノトシ海没等ノ虞アルトキハ主要ナルモノ特ニ留守名簿、轉屬者連名簿等ハ之ヲ重複空輸其ノ他ノ處置ヲ講スルモノトス

留守名簿、轉屬者連名簿、兵籍、文官名簿、戰時名簿、功績名簿、考科表、軍隊手牒、身上明細書、壯丁名簿、身上調査票、任官進級候補者名簿、善行證書附與候補者名簿、下士官適任證書附與候補者名簿、事務適任證明書附與候補者名簿、蹄鐵術卒業證書附與候補者名簿、在隊成績調書調製資料、給與通報、俸給給料等留守宅渡關係書類、俸給支拂證票、旅行券、恩典關係證據書類、現認(事實)證明書、病歴書・病名決定證明書、勤務日誌 (同健康簿)・遺髮、遺書、兵器・被服・糧秣送證等

附表第一
秘

何 隊 留 守 名 簿										調 製 年 月 日 固 有 部 隊 名
編 入 年 日	前所屬及其 編入年月日	本 籍 (在 留 地)	住 所	留 守 擔 當 者	年集徴	年官任	役種兵種官 等並等給給 俸月給額發 令年月日	氏 名 生年月日	留 守 宅 渡 有 無	
18. 11. 3.	歩兵第一聯 隊 (一六四一)	何縣何郡何村何番地 (咸鏡北道何々)	同 上	妻 氏 名		昭14	三 現歩大尉 19. 3. 1.	今 田 明四、二、四 某	有	15. 4. 1
19. 10. 20.	金 澤	何縣何郡何村何番地	何府何市 何町何番地	母 何 某		昭15	一 豫衛軍 18. 12. 1.	磯 部 大八、五、三 某	無	
19. 10. 20.	長 野	何 々	同 上	父 何 某		昭16	一 補歩上 19. 7. 15.	石 田 大九、一〇、二 某	無	
19. 10. 20.	東 軍 司 (一七、五、一)	何 々	同 上	妻 何 某			業務手 17. 8. 11.	石 原 大五、三、一〇 某	有	

イ(牛)

調製上ノ注意

一 本名簿ハ各部隊別ニ調製スルモノトシ部隊ノ人員ヲア、イ(牛)、ウ、エ(エ)、オ(ヲ)
カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ、
ヒ、フ、ヘ、ホ、マ、ミ、ム、メ、モ、ヤ、ユ、ヨ、ラ、リ、ル、レ、ロ、ワ、ンノ順序ニ
各別紙ニ記載スルモノトス

二 「編入年月日」欄ニハ現所屬ニ入リタル日ヲ、「前所屬其ノ編入年月日」欄ニハ前所屬部隊
(聯隊區)名及其ノ所屬ニ入リシ年月日(但シ聯隊區ニ在リテハ記載ヲ要セス)ヲ、「役種
兵種官等並等給級俸月給額發令年月日」欄ニハ役種兵種官等(雇傭人ノ種類)並現等給級俸
(雇傭人ノ月給額)及其ノ發令年月日(兵ハ現階級ヲ命セラレタル年月日)ヲ、「補修年月
日」欄ニハ役種、兵種、官等並等給級俸月給額發令年月日ノ加除訂正ヲ行ヒタル年月日ヲ記
スルモノトス

三 死亡、轉出等ノ爲一行抹殺スルトキハ赤縦二線ヲ以テ抹消シ上部欄外ニ「19. 11. 3.
獨歩一大ニ轉屬」等理由ヲ記スルモノトス但シ生死不明ノ場合ハ抹消スルコトナク「19.
11. 3. 於何地生死不明」等記載スルモノトス

四 留守擔當者ハ成ルヘク留守宅渡受領者トシ概ネ左ノ順位ニ記載スルモノトス
妻(内縁ノ妻ニ在リテハ調査ノ上差支ナシト認ムル者ニ限ル)子、夫、母、祖父、祖母、兄、
弟、姉、妹

五 認識票ヲ有スル部隊自ラ保管スル留守名簿ニ在リテハ下部欄外ニ認識票番号ヲ記入スルモノ
トス
表紙ノ記載要領左ノ如シ
何々隊(固有名)
何々隊(通稱號)

六 留守業務擔任部隊ヲ有スル部隊ハ轉入(轉出)者アルトキハ其ノ都度速ニ該當者ノ留守名簿
七 ノ追加(削除)ヲ通報スルモノトシ留守名簿記載事項ノ訂正ヲ要スルモノアルトキモ亦其ノ
都度成ルヘク速ニ之ヲ通報スルモノトス
八 記入ニ方リテハ爾後ノ訂正ヲ顧慮シ若干豫積ヲ存スル如ク注意スルモノトシ讀ミ難キ氏名誤
讀シ易キ氏名ニハ振假名ヲ附スルモノトス

留守名簿研究 壁と前進 ④

「学位授与記録研究」で、国立公文書館の公文書を調べたことを述べました。その検索過程で、2015年に『関東軍防疫給水部 留守名簿』に遭遇しました。陸軍軍医学校防疫研究報告で石井四郎が1940年に紹介していた陸軍防疫機関一覧で示した固定機関5つの内の、関東軍防疫給水部、北支那防疫給水部、南方軍防疫給水部の名簿もアップされていた。いずれも要審査のままで誰も利用請求していないことがわかった。

私が『留守名簿』の存在を知ったのは森村誠一の『悪魔の飽食』に差し込まれた写真です。頭の片隅に残っていたことがよみがえってきた。のちにわかったことですが、1982年4月6日の国会参議院・内閣委員会における質疑に対する政府答弁や731部隊細菌戦国家賠償請求訴訟の証拠調べで存在は確認されていたが、探求されないままになっていると思われた。のちに次第に、留守名簿の内容・役割が明らかになるにつれて、なぜもっと早く発掘の取り組みがなされなかったのかと悔やまれた。

請求前の検索では、検索語が『留守名簿』の場合8339件、その内「防疫給水部」は六八件であった。731部隊の実名がわかる名簿のみが公開されないかもしれないと考え、731部隊に直接は関係がないと思われる名簿と列挙して所定の手続きに沿って、原本の光ディスクへのカラー写し(カラスキャン)を請求した。

西山勝夫: [国立公文書館で公開された731部隊などの名簿](#). 15年戦争と日本の医学医療研究会会誌17(1), 2016.

同上: [国立公文書館で公開された防疫給水部隊の名簿を巡る問題](#). 同上17(2), 2017.

同上: [『留守名簿』発掘備忘録](#). 同上19(1), 2019.

同上: [『留守名簿 関東軍防疫給水部』『留守名簿\(支那\) 北支那防疫給水部・甲第1855部隊』『留守名簿\(南方\) 南方軍防疫給水部岡第9420部隊』、中支那防疫給水部及び南支那防疫給水部に関連する部隊の留守名簿、『留守名簿 関東軍馬防疫廠』から抽出できた軍医将校、技師、技術将校、嘱託、薬剤将校、看護婦、獣医将校等](#). 同上19(2), 2019.

同上: [『留守名簿』において確認された将校などの学位授与について](#). 同上20(2), 2020.

同上: [公開された『関東軍防疫給水部隊概況』にみる「終戦前後」の関東軍防疫給水部の「分解」状況](#). 同上21(1), 2020.

小河孝: [留守名簿を手がかりにした100部隊隊員・関係者などの追跡調査\(経過報告\)](#). 同上21(1), 2020.

西山勝夫: [関東軍防疫給水部の隊員の所属一国立公文書館所蔵『関東軍防疫給水部 復七名簿』より一](#). 同上22, 2021.

留守名簿研究⑤ 利用決定と部分開示

2015年12月16日付で「利用決定の期限の特例の適用について(通知)」が郵送されてきた。通知文は「利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量にあり、その審査に時間を要しているため。」「利用決定する期限（2016年1月15日までに可能な部分について利用決定を行い、残りの部分については、同年4月28日まで）」というものであった。

2016年1月12日に公文書館から「特定歴史公文書等利用決定通知」（以下、「利用決定通知」）のメールが届いた。その内容は「請求全7件は、利用決定の期限を延長させて頂いておりますが、内1件の審査が終了し、本日付けにて利用決定致しました」「写しの作成方法は閲覧用代替物（B4・白黒）による」というもので案の定目指していた固定機関は後回しとなっていた。

また利用範囲については「一部の利用を認める」、その理由には「公文書管理法第16条第1項第1号イ（親族(留守担当省)を特定する情報、戦犯とその親族を特定する情報は、個人に関する情報であり、時の経過を考慮しでもなお、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため）」と記されていた。この段階では異議を申し立てないことにし、手数料送金をしたところ、2016年2月10日頃に納品された。

南方軍防疫給水部は2月10日付、北支那防疫給水部は4月7日付で「利用決定通知」が届いた。いずれも前述と同じ理由で「一部の利用を認める」ものであった。北支防疫給水部についての調整日は、1945年8月29日となっており、終戦後であった。関東軍防疫給水部については問い合わせても4月28日迄待つようにという返事しか得られなかったが、2016年4月28日付の利用決定通知がゴールデンウィーク中に届いた。「決定の内容及び利用制限を行う部分があればその理由」の欄に「複製物により一部の利用を認める」とあり、とその理由は前述と同じであったが、さらに「原本の利用を認めない理由」の欄に「多数の利用制限情報があり、当該情報が記載されている範囲を被覆する方法で原本を利用に供することが困難なため」(すなわち、「用紙への複写（閲覧用代替物に限る））」と明示されていた。関東軍防疫給水部の留守名簿及び復七名簿が手元に届いたのは2016年5月28日であった。

留守名簿研究⑥ 記載内容と報道の空白

『留守名簿』の閲覧を通じて判明したことは、装丁は異なるものの各頁の名簿の記載欄の書式は統一されており、編入年月日、前所属及其編入年月日、本籍、留守担当者の住所・続柄・氏名、徴集年、任官年、役種兵種官等 並び給級俸月給額、発令年月日、氏名、生年月日、留守宅渡ノ有無、補修年月日の順となっており、そのほかに欄外に記入された事項からなっていた。実名は基本的にはアイウエオ順に整理されていた。関防給復七は関東軍防疫給水部隊員を都道府県別アイウエオ順に、氏名、處決日、兵種、官等、本籍、摘要、欄外メモを記した名簿で、留守名簿お書式とは異なっていた。

全隊員の実名や生年月日などは明らかにされたものの、本籍、留守担当者の住所・氏名の部分は全ての隊員について「裏写りの箇所」とともに黒色であったことから、「一部の利用」の範囲が判明した。

「閲覧用代替物（白黒）」のコピーでは、判読が不可能な場合や判読ミスがより生じやすいと想定され、実物の閲覧あるいはカラーコピーの入手が不可欠であると確信した。

前述した2016年6月8日に「日本学術会議の軍事研究容認の動きを危惧し、反対する医学・医療関係者の声明」を発表する記者会見の場を借りて、留守名簿に関する速報を紹介したが、メディアでは全く報道されなかった。前述の2018年4月14日に開催された講演会「研究者が戦争に協力する時 731部隊の生体実験をめぐって」で私が言及するまでメディアから大きな関心は寄せられることはなかった。存命者が急速に減っていく時期の2年間の報道の空白は証言・証拠の発掘にかなりマイナスではなかったかと思われる。

留守名簿研究⑦ 移管と公文書館の利用制限

ところで、厚生労働省 社会・援護局業務課は2010年3月19日に報道関係者に「戦没者等援護関係の資料の移管等について」を発表していたことも明らかになった。その内容は、延べ約2,300万人、「これまでに移管した資料」を累計してみると簿冊30000冊以上、マイクロフィルム約2800本となる。兵士の戸籍ともいわれる兵籍簿と称されるものは見当たらなかった。これらの簿冊のほとんどが要審査となっている。要審査の利用請求を認めるかどうかは利用審査請求が提出されてからとされている。2017年7月26日に請求した残りの検索済の『留守名簿』57件についての9月30日付の利用決定通知書では、5件については「全部の利用を認める」とあったが、残りについては7月5日付通知と同じ理由で、「2018年3月30日までに利用決定する」とのことであった。最長1年半も待たねばならないという利用制限は7月5日付通知の期限に比べると年度を越え、かつあまりにも長すぎる。

厚労省は国立公文書館への資料の移管の趣旨・目的について「戦没者等援護関係の資料は、援護年金の支給や戦没者の慰霊事業(遺骨収集、慰霊巡拝)などの援護関係業務のため、これまで使用してきたものであるが、戦後70周年(平成27年度)に向けて、これら資料について先の大戦に関する貴重な歴史資料として、広く研究者等が利用できるようにしていくとともに、後代に確実に引き継ぐことが必要と考えられる。このため、次の方針に基づき、5か年の計画を策定し、これに基づいて、資料の公開と後世への伝承等を図るため、原則として国立公文書館への移管等を行っていく。〉行く」(2010年3月19日)と述べていた。国立公文書館のサービスの仕方は厚労省の趣旨・目的に反するとして、電話で抗議と折衝を繰り返したが、進展はなかった。

この件については、2016年11月23日は戦医研幹事会が「国立公文書館における公文書の公開に関する声明」を出し、2017年2月6日付けで国立公文書館館長宛に発出した。しかし、館長に回答などを求めているという理由で館長からは声明に対する見解などは示されなかった。

後に、国立公文書館は利用制限（各利用者様につき30日を限度に利用審査に係る特定歴史公文書等を最大3件毎に審査を行う観点から、利用請求につきましては、3件ずつの利用請求 {3件ずつの審査} に限ること）が告示されていることも明らかとなった。これでは留守名簿だけに限っても約9000件を一生かけても閲覧できないことになった。

(中略)

留守名簿研究⑧ 厚生労働省への照会

固定機関 5 つの内国立公文書館デジタルアーカイブにアップされなかった中支防疫給水部、南支防疫給水部について厚生労働省 社会・援護局業務課調査資料室に照会行うことにした（2019年7月31日付）。照会事項について、2019年8月28日13:00より厚労省で社会・援護局 援護・業務課 調査資料室の 室長補佐、資料第一班長より、約2時間説明を受けることができた。

留守名簿は電子化(カラー)されている。パソコンで検索できる（氏名検索。付属として、本籍、生年月日。名前のないものもある）。目的は事務の効率のため。公開は考えたことがない。

北支那防疫給水部留守名簿が「8,29調整」となっている経過（GHQの指示も含めて）はわからない。千葉に留守業務部があったと聞いている。GHQのスタンプについては、GHQが来たのか、持って行ったのかわからない。スタンプで押印してある通番についても不明。昭和30年代の職員であれば、わかるのではないか。

公文書館への移管リストは簡単なもので、留守名簿何冊とかのもの。

1件1件のリストがあるのかは、情報公開室に聞いて欲しい。

個人情報の扱いについては、公文書館へは留意と記入している。あとは、公文書館の判断。

都道府県別に分類されているのは、都道府県とやり取りするからではないか。

『復七名簿』はソ連地区の未帰還者の名簿であり、件達 22.1.23 復第7号、件達 22.11.4 復第1525に基づいている。『復七名簿』の人数は『留守名簿』と一致するはず。

海軍関係も順次移管する。

何割の資料が移管されたのか不明。正確には数えていない。

部隊史の製作者、報告者、隊員などの資料は防衛研究所に移管した。

留守名簿研究⑨ 中支・南支の開示請求

2019年11月22日に、厚労省から中支防疫給水部、南支防疫給水部の留守名簿が見つかったとの連絡があった省（厚生労働省 社会・援護局業務課調査資料室の柴智子さんから同資料室所蔵確認電話を受電）。

2019年12月8日付で厚生労働省大臣官房総務課公文書監理・情報公開室宛に、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第4条第1項の規定に基づく、『留守名簿 中支那防疫給水部(栄1644部隊)』『留守名簿 南支那防疫給水部(波8604部隊)』の開示請求。

2019年12月26日付「行政文書開示決定通知書」で「不開示」。

その理由は「(同)行政文書の旧陸軍の軍人軍属及びその留守家族等に関する情報を記録した部分で、特定の個人を識別することができる情報であり、法第5条第1号に該当し、かつ、同号ただし書きから八までのいずれにも該当しないため、この情報が記載されている部分を不開示とした。」

部分開示の利用請求結果、表紙以外は全て不開示、中支防疫給水部については、『登第1644 部隊留守名簿（昭和20 年1月1日調製）』、『栄第1644 部隊留守名簿（昭和20 年4 月1日調製）2種類であることが判明。

2020年2月14日付で「不開示」を不服とする「審査請求書」を厚生労働大臣宛に送付。

2020年6月1日付で情報公開・個人情報保護審査会より「理由説明書の写しの送付及び意見書又は資料の提出について（通知）」の受取。

2020年6月21日付で、厚生労働省情報公開・個人情報保護審査宛に「意見書」を郵送。

2021年2月22日付で、厚生労働省大臣官房総務課公文書監理・情報公開室宛に行政文書「『ソ』連地区未帰還者の状況調査の件達（1947 年 1 月 23 日復第 7 号）」「厚生省第一復員局長『ソ連地区未帰還者部隊別連名簿の調製について』1947 年 11 月 4 日一復第1522号）」の「開示請求書」を郵送。

2021年4月「留守業務規程」の発掘により、「留守業務規程」の役割などが明らかとなる（内閣総理大臣「陸軍留守業務部令ヲ定ム」1945年5月14日に綴じられていた）。

2022年6月6日付「情報公開・個人情報保護審査会」の「答申書」（諮問庁である厚労省の遅延の是正要請は審査請求人が行えとの示唆。是正を「コロナ禍」を理由に遅延）を受取。

2022年9月6日付厚労大臣「裁決書の謄本の送付について（通知）」受取。原処分を追認（「第三者機関：公正かつ中立な立場で調査と審議を実施」とは程遠い）。

採決を不服とする訴訟断念を厚生労働省 社会・援護局業務課調査資料室に伝える。

留守名簿研究⑩ 公開と残された課題

2024年度末まで、厚労省による中支防疫給水部、南支防疫給水部の留守名簿の国立公文書館への移管業務。

2025年3月27日国立公文書館：2024年度末厚労省からの公文書の移管分情報の公示。直ちに開示請求。

2025年4月22日に開示決定、5月13日公開：『留守名簿（旧等） 中支那防疫給水部・登第1644部隊留守名簿（旧） 昭和20年1月…（一部の利用を認める）、調整年月日：1945年1月1日、調整：下志津陸軍病院』、『留守名簿（旧等） 中支那防疫給水部・登1644留守名簿(正)、調整年月日：1945年4月1日、調整：原部隊』、『留守名簿（旧等） 南支那軍馬防疫廠・波第8609部隊留守名簿, 調整年月日：1945年4月1日、調整：原部隊』

2025年4月25日に開示決定、5月13日公開：『留守名簿（旧等） 南支那防疫給水部・波第8604部隊留守名簿 昭和20年2月1日 調整年月日：1945年2月1日、調整：原部隊』

2025年5月14日：「新規公開留守名簿など一挙取材」(取材条件の直前変更)、記者会見「初めて公開された『中支那防疫給水部 留守名簿』『南支那防疫給水部 留守名簿』

2025年5月25日に開示決定、6月18日公開：『北支那防疫給水部・甲第1855部隊留守名簿(旧) (正) 昭和20…、調整年月日：1945年2月28日、調整：原部隊』

2025年10月2日記者会見(続・2025年5月14日記者会見)「新規公開留守名簿から見てきたこと」

同一留守名簿内及び異なる留守名簿間における重複問題

部隊所属経験者の抽出と部隊構成の比較のアプローチ方法問題

部隊所属経験者の学位授与歴

理解の壁とは何か

【定義】理解の壁とは、史料が存在し、閲覧もできるにもかかわらず、そこに検証すべき問題があること自体が認識されず、研究課題として受け止められない状態をいう。史料の壁（所在や利用の制約）とも、組織の壁（機関が検証に踏み出さないこと）とも異なり、問いの立て方そのものに関わる。

【特徴】①欠けているのは史料ではなく問いである。②当事者に悪意がなくても生じる。③「それは研究になるのか」という反応として現れ、正面からの拒否の形をとらない。④結果として、誰も調べないまま時間だけが経過する。

【体験1：学位授与過程】731部隊関係者の学位論文の調査に着手した際、論文の内容ではなく学位授与の過程そのもの——申請日、教授会決定日、審査員、審査要旨——に問題があると考えた。しかし、学位授与過程を検証の対象とみなす見方は共有されておらず、調査結果を戦医研の例会や会誌で発表しても、京都大学で問題にされることはなかった。他の旧帝国大学でも同様であった。史料は文書館にあり、閲覧もできた。欠けていたのは、そこに問うべきものがあるという認識であった。

【体験2：京都大学の予備調査】予備調査は行われたが、何を検証課題とするのかという段階で、学位授与の過程は主題として立てられなかった。

【体験3：留守名簿】留守名簿の発掘により、隊員の実名や部隊に所属していたこと、経歴の確認が可能になった。しかし、史料が見つかって直ちに研究が進むわけではなく、名寄せや分析をどのような問いのもとで行うかが定まらなければ、史料は史料のまま残る。

【討論での論点】理解の壁は、個人の不明ではなく、学術の世界で何が研究課題として認められるかという枠組みの問題である。この枠組みがどのように形づくられ、戦後どのように変わってきたのかは、日本ではほとんど検討されていない。

組織の壁

大学・学会・医療機関、議会・行政・裁判所などが自らの過去を検証することの困難

① 問題として認識されにくい

戦争加担が研究課題として受け止められにくい・「一部の問題」として扱われやすい

② 検証の主体になりにくい

自らの歴史を自ら調査する難しさ・責任や評価への影響を懸念

③ 組織的な取り組みにつながりにくい

個人研究に依存・調査委員会や検証機関が少ない・成果が組織全体で共有されにくい

④ 沈黙・無視・先送り

問題提起への十分な対応が行われない・検証が途中で止まる

結論が曖昧なまま残る

見えてきたこと

反省をはばんだのは史料不足だけではない

組織が過去と向き合うこと自体の困難さも大きな壁であった

軍陣衛生學

陸軍軍醫總監
醫學博士

小泉親彦 著

第一編 緒言

軍陣衛生學トハ軍事ニ關スル衛生學デアル。而シテ軍ハ凡百ノ事悉ク戰國ヲ以テ基準トスルノデアルカラ、軍陣衛生學ナルモノノ目的モ亦茲ニ存セナケレバナラナイ。

然ルニ戰國ハ必然的結果トシテ、人ヲ殺傷シ、健康ヲ破壞スルノデアルカラ若シモ衛生學ガ單ニ「人ノ健康ヲ保持シ、之ヲ増進スル學」デアルナラバ、軍陣衛生學ナルモノハ成立ヲ許サレナイ筈デアル。

然シ衛生學ハ單ニ人ノ健康ヲ保持シ、之ヲ増進スルコトヲ唯一ノ目的トスルノデナク、宇宙間ノ天然的竝人爲的諸現象ガ人ノ生活機能ニ及ボス影響ノ有無

第一編 緒言

第一編 緒言

及程度ヲ仔細ニ觀察攻究シテ、其ノ結果ニ從ヒ合理的調和方法ヲ發見シ、以テ人類ノ福祉康寧ヲ圖ルヲ目的トスルノデアルカラ、吾人ハ先ヅ大和民族ノ隆興ヲ最近最大ノ目標トナシ、我民族ノ遺傳物質ヲ萬世不易連綿トシテ後昆ニ傳へ、崇高ナル皇國ノ使命ヲ全フスルニ努力シナケレバナラナイ。而シテ戰爭ナルモノモ亦等シク、我民族ノ生命確保ノタメノ已ムヲ得ザル最後ノ手段タルニ想倒スルナラバ、軍陣衛生學存立ノ所以亦自ラ瞭カデアル。

即チ衛生學ハ人類共通ノ應用科學デアルガ、軍陣衛生學ハ各國各民族個有ノモノデナケレバナラナイ。衛生學ニ國境ハナイガ、軍陣衛生學ニハ嚴然タル國境が存在スル。乃チ其ノ研究ニ於テモ、亦各國個有ノモノデナケレバナラナイ。軍衣ハ被服トシテノ衛生學的要約ヲ具備スル他、軍陣衛生學的要約ヲ併有シナケレバナラナイ。兵食モ亦同様デアル。兵營築城ノコトモ、給排水モ、兵器モ、統計モ皆悉ク一般衛生學的要約ヲ満足セシムベキモノデアツテ、且ツ同時ニ軍陣衛生學的各國個有ノモノガアルベキ筈デアル。

カクノ如ク軍陣衛生學ノ研究ニハ國境が存在スルノデアルカラ、歐米ノ軍陣

衛生社會書店
軍陣衛生學叢書
1938年

西山勝夫 著
非人道的医学研究
一戰後に於ける衛生學をばむもの一
2026年9月

衛生學界ノ研究業績ニモ公表サレナイモノガ決シテ尠クナイ。我軍陣衛生學教室ノ業績ニ就テモ亦同様デアル。

海軍ニ關スルモノハ、木村軍醫大佐ガ執筆サレルカラ、余ハ以下項ヲ別テ陸軍ニ關スル軍陣衛生學一般ヲ總說セントス。若シ夫レ本邦固有ノ各論ノ核心ニ至テハ、全ク本著以外デアツテ、讀者ノ諒察ヲ乞フ所デアル。

軍医の訓練「手術演習」

中国各地の陸軍病院では「手術演習」と称し、捕らえた中国人に麻酔をかけて生体解剖し殺害することが数多く行われた。こうした手術演習は、新任の軍医が前線で負傷した兵士をどうやって治療するかを教える訓練とされていた。

方 針		社 聖 軍 醫 將 校 軍 庫 外 科 學 集 合 教 育 課 程 表		大 同 聯 軍 病 院	
昭和十五年聯軍軍醫學校第一次在支那生部將校教育ノ復讐 茲ニ昭和十六年北支方面軍醫治療教育ノ復讐ヲ基トシ現下シム爾外科ノ課程ヲ知悉セシメ第一運動務ニ必要ナル外科の知識ヲ向上セシムルニテ		教 官		大同聯軍病院附設軍醫少佐 谷村 一 治	
大 同 聯 軍 軍 醫 中 尉		三 浦 理 平		要	
月 日		時		目	
五		午 前		第一級戰傷外科全般ニ就テ	
五		午 後		第二級戰傷外科全般ニ就テ	
六		午 前		第三級戰傷外科全般ニ就テ	
六		午 後		第四級戰傷外科全般ニ就テ	
七		午 前		第五級戰傷外科全般ニ就テ	
七		午 後		第六級戰傷外科全般ニ就テ	
八		午 前		第七級戰傷外科全般ニ就テ	
八		午 後		第八級戰傷外科全般ニ就テ	
九		午 前		第九級戰傷外科全般ニ就テ	
九		午 後		第十級戰傷外科全般ニ就テ	
十		午 前		第十一級戰傷外科全般ニ就テ	
十		午 後		第十二級戰傷外科全般ニ就テ	
十一		午 前		第十三級戰傷外科全般ニ就テ	
十一		午 後		第十四級戰傷外科全般ニ就テ	
十二		午 前		第十五級戰傷外科全般ニ就テ	
十二		午 後		第十六級戰傷外科全般ニ就テ	
十三		午 前		第十七級戰傷外科全般ニ就テ	
十三		午 後		第十八級戰傷外科全般ニ就テ	
十四		午 前		第十九級戰傷外科全般ニ就テ	
十四		午 後		第二十級戰傷外科全般ニ就テ	
十五		午 前		第二十一級戰傷外科全般ニ就テ	
十五		午 後		第二十二級戰傷外科全般ニ就テ	
十六		午 前		第二十三級戰傷外科全般ニ就テ	
十六		午 後		第二十四級戰傷外科全般ニ就テ	
十七		午 前		第二十五級戰傷外科全般ニ就テ	
十七		午 後		第二十六級戰傷外科全般ニ就テ	
十八		午 前		第二十七級戰傷外科全般ニ就テ	
十八		午 後		第二十八級戰傷外科全般ニ就テ	
十九		午 前		第二十九級戰傷外科全般ニ就テ	
十九		午 後		第三十級戰傷外科全般ニ就テ	
二十		午 前		第三十一級戰傷外科全般ニ就テ	
二十		午 後		第三十二級戰傷外科全般ニ就テ	
二十一		午 前		第三十三級戰傷外科全般ニ就テ	
二十一		午 後		第三十四級戰傷外科全般ニ就テ	
二十二		午 前		第三十五級戰傷外科全般ニ就テ	
二十二		午 後		第三十六級戰傷外科全般ニ就テ	
二十三		午 前		第三十七級戰傷外科全般ニ就テ	
二十三		午 後		第三十八級戰傷外科全般ニ就テ	
二十四		午 前		第三十九級戰傷外科全般ニ就テ	
二十四		午 後		第四十級戰傷外科全般ニ就テ	
二十五		午			

惟時皇紀二六〇一年二月八日
研究班生體ノ靈ニ告ク
御身等ハ生國生年月日ハ異レトモ東亞ノ一角中華民國ニ生ヲ受ケ不幸
ニシテ誤レル思想行動ヲナシ蔣介石ノ走狗トナリ公明正大ノ正義ノ皇
軍ニ不利ナル對敵行動ヲナスニ至ル
捕エラレテ獄舍ニアリ死刑ヲ宣告セラル
時ニ當研究班編成セラレ內蒙古ノ地ニ皇軍幾百萬ノ否全世界人類ノタ
メ醫學術研究ヲ擔當ス
御身等ハ選ハレテ既定ノ死ヲ尊キ研究實驗ニ捧ケ本日終焉ス
其ノ世界人類ニ貢獻セル所大ナリ
以テ冥スヘシ
茲ニ祭壇ヲ設ケ靈ヲ慰ム
在天ノ靈來リ饗ケヨ
二月八日

研究班長 谷村少佐

「弔辞」の文言

惟時皇紀二六〇一年二月八日
研究班生體の靈に告ぐ
御身等は生国生年月日は異なれども東亞
の一角中華民國に生を受け不幸にして誤
れる思想行動をなし蔣介石の走狗となり
公明正大の正義の皇軍に不利なる対敵行
動をなすに至る
捕えられて獄舎にあり死刑を宣告せらる
時に当研究班編成せられ内蒙古の地に皇
軍幾百万の否全世界人類のため医学術研
究を担当す
御身等は選ばれて既定の死を尊き研究実
験に捧げ本日終焉す
其の世界人類に貢献せる所大なり
以て瞑すべし
茲（ここ）に祭壇を設け靈を慰む
在天の靈来り饗（う）けよ
二月八日 研究班長 谷村少佐

（冬季衛生研究班 1941：付録其ノ三ノ4、付表第十一【復刻版：368】ただし原文のカタカナはひらがなに、旧字体は新字体に直した）

731部隊の人体実験・細菌戦はぜんぶウソ(全て作り話) (情報ごった煮ブログ)

- ・ 西山勝夫: 日本学術会議における「細菌兵器使用禁止に関するジュネーブ条約の批准を国会に申入れる件」の審議の検証. 15年戦争と日本の医学医療研究会会誌17(1), 2016.
- ・ SNS: 「このジジイ、嘘（うそ）ついてやがる。か、実在しない人物だな」「小学校しか出てないガキが、『見習い技術員』だ？デタラメもいい加減にしろ」。高山正之, 和田政宗: こんなメディアや政党はもういない. ワック, 2018.
- ・ 共同通信 KYODO NEWS 配信 【戦後80年】 731部隊元隊員の証言を残す一長野県飯田市の試みー, 2025.

「人民網日本語版」 2026年9月18日



「七三一部隊の活動の詳細を示す資料がない」とする日本政府

[西山勝夫: 軍学共同反対連絡会ニュース No 102 2025/5/16](#) より抜粋

七三一部隊の「戦争医学犯罪」追及についてのこれまでの国会での審議は、国会会議録検索システムで「七三一部隊」あるいは「細菌戦」を検索すると、95件（2025年4月30日現在、検索欄で「国会会議録検索システム」と入力すると表示される。）がヒットするが、核心的審議としては以下があげられる。政府答弁では「資料ない」が繰り返されていることを確認できる。山添議員もその一部を引用した。

1950年3月1日 衆議院・外務委員会で、聴涛克己(日本共産党)

1952年4月2日衆議院・外務委員会で、林百郎(日本共産党)

1962年12月7日衆議院・法務委員会で、赤松勇（日本社会党）、帝銀事件関係

1964年5月15日 衆議院・法務委員会で、赤松勇（日本社会党）、帝銀事件関係

1971年5月20日 衆議院・内閣委員会榑崎弥之助（日本社会党）

1973年6月19日 衆議院・内閣委員会横路孝弘（日本社会党）を挙げています。スライド

1973年6月21日 衆議院・内閣委員会岡田春夫（日本社会党）

1982年4月6日 参議院・内閣委員会で、榑利夫(日本共産党)

1982年4月9日 衆議院 大蔵委員会で、簗輪幸代(日本共産党)、総理答弁有

1982年7月8日 衆議院・内閣委員会で、渡部行雄（日本社会党）

1984年7月9日 参議院・決算委員会で、佐藤昭夫(日本共産党)

1997年12月17日 参議院・決算委員会及び1998年4月2日 同・総務委員会で、栗原君子(新社会党)、総理答弁有

1999年2月18日 衆議院・予算委員会で、田中甲(民主党)

2012年6月15日 衆議院・外務委員会で、服部良一(社民党)

今回の山添議員の質問は13年ぶりの追及である。

「七三一部隊」「細菌戦」は衆参の在外同胞引揚問題に関する特別委員会などでも取り上げられていたことを確認できる。「七三一部隊」の初出は、1949年12月23日参議院 在外同胞引揚問題に関する特別委員会で、高山秀夫証人。「細菌戦」の検索では、119件ヒットする。初出は、1950年2月6日 参議院 在外同胞引揚問題に関する特別委員で、種村佐孝君証人(元朝鮮軍参謀)、高橋善雄証人（元新京市内開業医）。

「七三一部隊の活動の詳細を示す資料がない」とする日本政府⑦

・吉見義明「日本軍の細菌戦実施と参謀本部
―井本熊男業務日誌などの分析―季刊・
戦争責任研究」二九頁・発行の特集「七
三一部隊と細菌戦」一九九三年二月

註2 一九四四年五月二三日に行われた

「小出中佐報告（満洲出張）」の重要な部分
は次の通りであった。

「チフス保菌者治療

胆嚢部超短波 サルバルサン注射力効果
アリ サルバルサン、注射ワクチン―

着手セントス、手術的治療―マルタ実

験 胆嚢□―縮、膿菌ヲ入レル、効果

ア〔リ〕

〔中略〕

ウジ弾―製作ノ希望アリ、宮田参謀二申

セリ、予算ト資材ヲ申出ヨトノ事ナリ

本号関係

高々度ヨリスル集中攻撃 命中及濃度構

成アリシカ、現在効果ヲアケル見込ナキ

如シ

又製産 田中少佐ノ研究餅ノ使用十二分

ノートナル丸太五〇〇名

局長、餅ヲ犬ニシテハ如何 犬ヲ使用シ

実施シ在リ、石油罐ヲ培養罐二代へ在リ

今冬ヨリ春ニカケ演習成果

ペストノ液菌八弾テヤル（破片ヨリ入

ル）傷者ノ一〇―三〇%発症、弾子ニツ

レイク

ウジ弾 菌 傷二〇ノ中一割発症

乾燥ペスト菌成功セス、一立米四ミリノ

濃度ヲ必要トスルトノ見込

混菌 寒イ所テ凍テ発症セス

将来関東軍ハメテ行カス菌ニ面ニ乾燥菌ニ

耐寒耐熱膠着性ヲ考ヘ行カントス

「七三一部隊の活動の詳細を示す資料がない」とする日本政府②

内閣総理大臣の答弁

内閣総理大臣が、七三一部隊に関して国会で答えたのは、2025年3月21日であった。内閣総理大臣答弁は、1997年12月17日の橋本龍太郎以来のことである。石破茂内閣総理大臣は「先ほど、冒頭の御質問に対し、村山内閣当時、敗戦五十年という節目におきまして公表いたしました内閣総理大臣談話が公式のものとして申し上げました。そして、これにかかわりました閣僚の一人として、当然ながらこの考え方を継続していくことは私どもの役割であります。」と答えた。しかし、石破総理にはそのような答えは一言もなかった。

石破総理は陸軍の業務日誌（井本熊男陸軍参謀）を「日誌自体は私文書」「それ自体は私文書」「これは行政文書ではございません。」と言い抜けた。七三一部隊軍医（池田苗夫）の作成文書について「この文書自体は公開をしてきておるものでございまして、これを秘匿したということはございません。」「この内容について真正かどうかということは、もう歴史の経過とともにそれを真正かどうか確認できるすべを私どもとして持たないのであって、隠してきたとかそういうことではございません。」「それは事実かどうかということをごきちんと検証もすることが必要で、その手だてというものが歴史の経過とともにそれは失われたということをご申し上げておるのでございます。そういうことを糊塗したり、責任を回避しようとか、そういうことを申し上げているわけではございません。我が政府はそのような不誠実な政府ではございません。」と明言した。

石破茂総理はじめ政府答弁がいかに出鱈目であったかが、4月24日の国会で山添議員質問で明らかとなる。

<https://www.yamazoetaku.com/kokkai/10337> <https://www.yamazoetaku.com/kokkai/10363>

「七三一部隊の活動の詳細を示す資料がない」とする日本政府③

内閣総理大臣の答弁（参議院山添拓議員の国会質問）

内閣総理大臣が、七三一部隊に関して国会で答えたのは、2025年3月21日であった。内閣総理大臣答弁は、1997年12月17日の橋本龍太郎以来のことである。石破茂内閣総理大臣は「先ほど、冒頭の御質問に対し、村山内閣当時、敗戦五十年という節目におきまして公表いたしました内閣総理大臣談話が公式のものとして申し上げました。そして、これにかかわりました閣僚の一人として、当然ながらこの考え方を継続していくことは私どもの役割であります。」と答えた。しかし、石破総理にはそのような答えは一言もなかった。

石破総理は陸軍の業務日誌（井本熊男陸軍参謀）を「日誌自体は私文書」「それ自体は私文書」「これは行政文書ではございません。」と言い抜けた。七三一部隊軍医（池田苗夫）の作成文書について「この文書自体は公開をしてきておるものでございまして、これを秘匿したということはございません。」「この内容について真正かどうかということは、もう歴史の経過とともにそれを真正かどうか確認できるすべを私どもとして持たないのであって、隠してきたとかそういうことではございません。」「それは事実かどうかということをきちんと検証もすることが必要で、その手だてというものが歴史の経過とともにそれは失われたということを申し上げておるのでございます。そういうことを糊塗したり、責任を回避しようとか、そういうことを申し上げているわけではございません。我が政府はそのような不誠実な政府ではございません。」と明言した。

石破茂総理ははじめ政府答弁がいかに出鱈目であったかが、4月24日の国会で山添議員質問で明らかとなる。

「七三一部隊の活動の詳細を示す資料がない」とする日本政府④

資料・史料が見つからない理由

アジア歴史資料センター、国立公文書館、防衛研究所で検索しても肝心のものがヒットしない、ヒットしても表紙だけの状況が続いている。

山添議員の請求により防衛研究所から提出された「公文書の公開審査実施計画」（1983年12月20日付）の公文書により隠蔽の仕組みが明らかとなった。

山添議員は「判定を審査会議の審査に委ねるものは摘出とする」「人事に関するもの、判定を審査会議の審査に委ねるものは摘出とすること」「人事に関するもので摘出の対象となっているのは七三一の史料だけ」「明らかに特別扱いしている」と追及した。その上で「国益を損なうおそれのあるもの、戦争関係法規違反及び国際問題へ発展するおそれのあるものの中に有毒ガスの使用とあり、やはり公開すべきかどうかは摘出審査にかけよとなっています。」「好ましくない社会的反響を喚起するおそれのあるもの、そして、その中に細菌兵器に関するものが挙げられ、実験についての報告・記録、使用の疑いを抱かせるものが摘出審査対象となっています。」「七三一部隊を始め毒ガスの使用や細菌兵器の実験、使用に関する史料は当時防衛研にあったということにはほかならないのではありませんか。」と追及した。

「公文書の公開審査実施計画」は2002年に廃止されたというが、それまでに非公開とされた文書が非公開文書の目録も明らかにされてない。国立公文書館で公開されている類似の公文書が防衛衛生研究所では公開されていないことなどから、隠蔽は続いているといえる。

「七三一部隊の活動の詳細を示す資料がない」とする日本政府⑤

新たな隠蔽の論理

防衛省防衛政策局長は「一般に、ある資料に記載されている内容が客観的に事実か否かということを政府として断定するためには、その資料の性格や時間的な経過、その他複数の資料から裏付けられるかといった様々な要素を総合的に考慮し、慎重に判断する必要があります。池田氏本人やその他多くの関係者が亡くなられ、直接的な確認を取ることができない状況において事実関係を断定することは極めて困難であります。」「防衛研究所においては、管理している戦史史料を整理する目的から、旧軍が作成したと見られる文書を公文書、個人による日記、回想などで見られる文書を非公文書として分類している」「公開審査実施計画が作成されたのは約四十年前でありまして、個別の記述や、それが公開、非公開の判断にどのように適用されたかについて確たることを申し上げるのは困難であります。」などと回答した。

山添議員は「ごちゃごちゃおっしゃったんですけどね、どれも公文書なんですよ。自ら所蔵している史料に書かれていることすら認定できないというのは、これは理解できません。」と述べた。

先人の努力により遺され、発掘されてきた公文書さえ、非公文書に振り落とし、救われた公文書も「検証」を持ち出し蔑ろにし、「本人やその他多くの関係者が亡くなられ」るままにし、「事実関係を断定する」ための基準・方法・予算・体制も明示しないのが日本政府の現状であることがさらに明らかになった。このままでは、戦後80年の終戦記念日を前にして、先の「聖戦」でのアジアの犠牲2000万人超も「事実関係を断定することは極めて困難」として責任回避しかねないといえよう。

「七三一部隊の活動の詳細を示す資料がない」とする日本政府⑥

隠蔽の体制

山添議員の防衛研究所戦史室に関する質問に対し防衛政策局長は、「昭和48年5月に防衛研修所戦史室により作成された『戦史編纂沿革・履歴・索引』によれば、戦史室に在籍した戦史編さん官等の人数は121人でありまして、その全員が旧軍関係者であった」と答弁した。

私が発掘しつつある『留守名簿』などは戦後厚生省管轄の復興庁などで運用され、今日に至っている。ここにも多数の旧軍人が従事していた。その隠蔽の論理・体制も暴かれねばならない。

さらなる質問に期待

山添議員は「私の手元には、池田氏が戦後、新潟大学に提出した履歴書の写しもあり、池田氏自身が当時七三一部隊に所属していたことを記しています。改めて、政府として調査して報告するように求めたいと思います。」と述べている。さらなる質問の展開が期待される。

731部隊細菌戦国家賠償訴訟では事実認定

[西山勝夫: 軍学共同反対連絡会ニュース No 102 2025/5/16](#) より抜粋

中国の生物兵器攻撃の被害者やその家族は、日本国を相手取って謝罪と賠償を求める裁判を起こした。その過程で、政府は原告があげた史実に対する反証を一切しなかった。

東京地方裁判所は2002年8月、731部隊等の旧帝国陸軍防疫給水部が、生物兵器に関する開発のための研究及び同兵器の製造を行い、中国各地で細菌兵器の実戦使用（細菌戦）を実行した事実を認定した。

しかし、原告の請求に関しては、当時は国が戦争被害について賠償する法律がまだ制定されていなかったことを理由に、全面的に棄却した。原告の控訴したが、東京高等裁判所は2005年7月、最高裁は2007年5月に棄却し、判決が確定した。

司法は「細菌戦被害に対し我が国が何らかの補償等を検討するとなれば、我が国の国内法ないしは国内的措置によって対処することになると考えられるところ、何らかの対処をするかどうか、仮に何らかの対処をする場合にどのような内容の対処をするのかは、国会において、以上に説示したような事情等の様々な事情を前提に、高次の裁量により決すべき」とし、自らは決しなかった。

国立国会図書館に恒久平和調査局を置く構想

[西山勝夫: 軍学共同反対連絡会ニュース No 102 2025/5/16](#) より抜粋

立法府である国会でも、上述のように決せられないまま今日に至っている。

戦争被害調査会法を実現する市民会議の取り組みにより、恒久平和調査局設置法案が、国会では「国立国会図書館法の一部を改正する法律案」として以下のように提出され

第145通常国会(1999年)衆議院へ提出→第147国会にて廃案

第150臨時国会(2000年)衆議院へ再提出→第157国会にて廃案

第159通常国会(2004年)衆議院へ再提出→第162国会にて廃案

第164通常国会(2006年)衆議院へ再提出

第171回国会(2009年)で27番「国立国会図書館法の一部を改正する法律案」審議未了となったまま今日に至っている。

第171回国会について、衆議院トップページ >立法情報 >議案情報 >第171回国会 議案の一覧 >を検索すると、経過情報は、議案提出者は鳩山由紀夫、近藤昭一、寺田学、横光克彦、石井郁子、吉井英勝、辻元清美、保坂展人の7名、議案提出会派は民主党・無所属クラブ、日本共産党、社会民主党・市民連合、議案提出の賛成者113名である。

本文の概要は以下のとおりである。

今次の大戦及びこれに先立つ一定の時期における惨禍の実態を明らかにすることにより、その実態について我が国民の理解を深め、これを次代に伝えるとともに、アジア地域の諸国民をはじめとする世界の諸国民と我が国民との信頼関係の醸成を図り、もって我が国の国際社会における名誉ある地位の保持及び恒久平和の実現に資するため、国立国会図書館に、恒久平和調査局を置く。

恒久平和調査局は、次に掲げる事項について調査する。

- 一 今次の大戦に至る過程における我が国の社会経済情勢の変化、国際情勢の変化並びに政府及び旧陸海軍における検討の状況その他の今次の大戦の原因の解明に資する事項
- 二 昭和六年九月十八日から昭和二十年九月二日までの期間（以下「戦前戦中期」という。）において政府又は旧陸海軍の直接又は間接の関与により労働者の確保のために旧戸籍法（大正三年法律第二十六号）の規定による本籍を有していた者以外の者に対して行われた徴用その他これに類する行為及びこれらの行為の対象となった者の就労等の実態に関する事項
- 三 戦前戦中期における旧陸海軍の直接又は間接の関与による女性に対する組織的かつ継続的な性的な行為の強制（以下「性的強制」という。）による被害の実情その他の性的強制の実態に関する事項
- 四 戦前戦中期における旧陸海軍の直接又は間接の関与により行われた生物兵器及び化学兵器の開発、実験、生産、貯蔵、配備、遺棄、廃棄及び使用の実態に関する事項
- 五 前三号に掲げるもののほか、戦前戦中期において政府又は旧陸海軍の直接又は間接の関与による非人道的な行為により旧戸籍法の規定による本籍を有していた者以外の者の生命、身体又は財産に生じた損害の実態に関する事項
- 六 第二号から前号までに掲げるもののほか、戦前戦中期における戦争の結果生命、身体又は財産に生じた損害の実態に関する事項
- 七 戦前戦中期における戦争の結果生命、身体又は財産に生じた損害について当該損害が生じた者に対し我が国がとった措置及び当該損害に関し我が国が締結した条約その他の国際約束に関する事項

国立国会図書館に恒久平和調査局を置く構想

[西山勝夫: 軍学共同反対連絡会ニュース No 102 2025/5/16](#) より抜粋

本文の概要は以下のとおりである。

今次の大戦及びこれに先立つ一定の時期における惨禍の実態を明らかにすることにより、その実態について我が国民の理解を深め、これを次代に伝えとともに、アジア地域の諸国民をはじめとする世界の諸国民と我が国民との信頼関係の醸成を図り、もって我が国の国際社会における名誉ある地位の保持及び恒久平和の実現に資するため、国立国会図書館に、恒久平和調査局を置く。

恒久平和調査局は、次に掲げる事項について調査する。

- 一 今次の大戦に至る過程における我が国の社会経済情勢の変化、国際情勢の変化並びに政府及び旧陸海軍における検討の状況その他の今次の大戦の原因の解明に資する事項
- 二 昭和六年九月十八日から昭和二十年九月二日までの期間（以下「戦前戦中期」という。）において政府又は旧陸海軍の直接又は間接の関与により労働者の確保のために旧戸籍法（大正三年法律第二十六号）の規定による本籍を有していた者以外の者に対して行われた徴用その他これに類する行為及びこれらの行為の対象となつた者の就労等の実態に関する事項
- 三 戦前戦中期における旧陸海軍の直接又は間接の関与による女性に対する組織的かつ継続的な性的な行為の強制（以下「性的強制」という。）による被害の実情その他の性的強制の実態に関する事項
- 四 戦前戦中期における旧陸海軍の直接又は間接の関与により行われた生物兵器及び化学兵器の開発、実験、生産、貯蔵、配備、遺棄、廃棄及び使用の実態に関する事項
- 五 前三号に掲げるもののほか、戦前戦中期において政府又は旧陸海軍の直接又は間接の関与による非人道的な行為により旧戸籍法の規定による本籍を有していた者以外の者の生命、身体又は財産に生じた損害の実態に関する事項
- 六 第二号から前号までに掲げるもののほか、戦前戦中期における戦争の結果生命、身体又は財産に生じた損害の実態に関する事項
- 七 戦前戦中期における戦争の結果生命、身体又は財産に生じた損害について当該損害が生じた者に対し我が国がとつた措置及び当該損害に関し我が国が締結した条約その他の国際約束に関する事項

「公的」日中歴史共同研究

[西山勝夫: 軍学共同反対連絡会ニュース No 102 2025/5/16](#) より抜粋

2005年4月14日に国会（参議院・外交防衛委員会）で初めて政府（町村信孝外務大臣）は日中歴史共同研究に言及した。

外務省によれば、2005年4月の日中外相会談において、町村大臣より日中歴史共同研究を提案、翌5月の日中外相会談において、詳細は事務当局間で議論していくことで一致。2006年10月の安倍総理大臣（当時）訪中の際、日中首脳会談において、日中有識者による歴史共同研究を年内に立ち上げることで一致。同年11月、APEC閣僚会議の際の日中外相会談において、歴史共同研究の実施枠組みについて合意。2006年12月26-27日に北京で第1回全体会合、2009年12月、第4回全体会合（最終会合）を実施し、今期の歴史共同研究は終了。2010年1月31日、両国委員による自国語論文（報告書）を発表。2010年9月6日、報告書翻訳版を発表。となっている。

国会では2015年12月11日の参議院・文教科学委員会 田村智子(共産党)での言及が最後である。石兼公博外務省アジア大洋州局長は「日中歴史共同研究報告書に収められた論文は学術研究の結果として執筆者個人の責任に基づき作成されたものでございまして、政府として個々の論文の具体的記述についてコメントはしないとの立場でございます。」と答弁している。

報告書の総論では「共同研究は3年が経過したばかりで、数十年さらには百年以上蓄積されてきた歴史認識の隔たりを解決するには、まだ端緒を開いたにすぎない。多くの問題についてさらに意見を交換し、深く研究する必要がある。いま発表する論文は第一段階での初歩的な研究結果で、次の段階に発表を持ち越される論文もあるし、次の段階で引き続き研究が必要なテーマも多くある。」と述べられている。外務省も「今期の歴史共同研究は」と述べている。しかし、その後の「共同研究」はないまま今日に至っている。

未来への提言



2022年4月2日開催の記念シンポジウムにおいて発表した提言に、さらに日本医学学会に加盟する全ての分科会から寄せられた意見を可能な限り取り込んだ最終版「未来への提言」を取りまとめました。下記ボタンから全文をご覧ください。

目次

はじめに

序章 「未来への提言」発出にあたって

第1章 地球規模の健康問題への対応

第2章 超高齢・少子化社会への対応

第3章 研究力の向上

第4章 医療倫理・研究倫理の深化

第5章 医療のあり方

PDFファイル

[詳細を読む](#)

序章「未来への提言」発出にあたって

「未来への提言」作成委員会・委員長 飯野正光

日本医学会は、これまでの120年間に大きな社会変動を体験し、その時代その時代の医学・医療を実践してきているところである。（中略）われわれは120周年を機に、この期間を振り返り、長期的未来を展望し、学術団体として日本医学会有るべき姿を改めて見直し、その基本方針をまとめ、社会に提言として発出したい。（門田守人会長）

「未来への提言」作成の趣旨

「未来への提言」作成までの経緯

未来への提言の概要

謝 辞

本提言をまとめるにあたり、多忙ななか、誠心誠意の努力を惜しまず提言作成に尽力していただいた「未来への提言」作成委員会のすべての委員に深く感謝したい。さらに、本提言に対して、建設的な意見を寄せいていただいた日本医学会全141分科会に対して衷心よりお礼申し上げたい。また、本提言の作成にあたり、委員会の開催、議事録の作成、分科会への照会と意見の収集と取りまとめ、最終的な校正に丁寧に対応していただいた日本医学会事務局の方々に深謝したい。

わが国も、これまで医学・医療の名において、人々に大きな犠牲を強いた過去を持つ。戦時中に石井機関と七三一部隊で中国人やロシア人等を対象とした非人道的な人体実験が広範に行われ、この研究には当時の日本の医学界をリードしていた大学教授たちが多く参加していた事実がある。その後も、ハンセン病患者に対する強制隔離や優生手術を行った事件や薬害エイズ事件等の重大な事例、さらには、「旧優生保護法」に象徴される生命倫理原則や基本的人権、インフォームド・コンセントの蹂躪が起こった。私たちは、こうした過去の過ちに学び、将来にわたって非倫理的な状況が再び起こることのないよう、私たち自身の倫理を確固たるものとし、時には流れに抗うことも医学に携わる者の責務であることを改めて認識する。

日本医学会は、医学・医療の進歩が、患者と社会の理解および信頼と合意を得て、社会の基本的価値と倫理規範に合致した形で提供されるよう、不断の努力を払うことを決意し、現在そして未来の医学・医療が、患者と人々に大きな幸福と福祉をもたらすことを希求する。

1-1 医学の発展と生命倫理

生命倫理は一般に「医療倫理 medical ethics」（「医の倫理」、「臨床倫理 clinical ethics」とも呼ばれる）と「研究倫理 research ethics」に分けられる。医療倫理は、医師が患者に医療を行うことに関わる倫理である。医師が患者に対してその病名や病状、治療法等に関して十分に説明を行い、患者がそれに納得して医師に治療を求める、インフォームド・コンセントに基づく医療の実施がその最も中軸的な例である（後に詳述）。

『未来への提言』 p72

それに対して（医学）研究倫理は、患者や健常者の身体の一部または全部を用い、体外で行わ

注目の出来事『日本医学会創立120周年記念誌』への拙稿依頼（2021年5月）

『日本医学会創立120周年記念誌』構成案

タイトル	頁数	執筆者	所属	執筆にあたってのお願い事項
まえづけ				
序文	1頁	門田守人	日本医学会会長	
1部 日本医学会の120年と日本の医学・医療のあゆみ				
1) 日本の近代医学のはじまりー日本医学会の前身として	100～120頁	坂井建雄	順天堂大学保健医療学部特任教授、日本医史学会	
2) 明治期から戦前期における日本医学会と医学・医療				
3) 戦後昭和期における日本医学会と医学・医療				
4) 平成・令和期における日本医学会と医学・医療				
2部 日本の医学教育の歴史と日本医学会				
1) 江戸期末までの医学教育ー近代医学教育の前身	22頁	坂井建雄	順天堂大学保健医療学部特任教授、日本医史学会	
2) 近代医学のドイツからの移植と全国への波及				
3) 医学教育のレベルアップと多様化、戦時下の状況				
4) 戦後昭和期における医学教育と卒業教育	20～25頁	福島 統	東京慈恵会医科大学教育センター教授、日本医学教育学会	『日本医学教育史』でご執筆になった「戦後における医学教育制度改革」をベースに、第1～3章（江戸時代から戦前までの医学教育史）からつながる形で、最近の医学教育・卒業教育の動向まで、専門医制度（臨床および社会医学系専門医も含む）と日本医学会の関わりも含めてご執筆ください。
5) 平成・令和期における医学教育と卒業教育				
3部 社会とともに歩んだ日本の医学の歴史と日本医学会				
1) 女工と結核	4頁	柴田英治	四日市看護医療大学学長、日本産業衛生学会	1913年、当時の国家医学会での石原修による講演発表は1911年に原に議会で成立したもの未施行だった工場法について決沢単一らを動かして、1916年施行されるきっかけになった。 1931年満州事変・日中戦争開始から1941年真珠湾攻撃・太平洋戦争へと続く戦時体制下の軍事医学。第10回日本医学会(1938年)の研修会の記録に「毒瓦斯問題」があり、日本医学会100周年記念誌に掲載されている。敗戦後、「軍陣医学分科会」は廃止された。
2) 毒瓦斯問題と軍陣医学分科会	4頁	西山勝夫	滋賀医科大学名誉教授	日本医学会による医学用語の統一は、第11回日本医学会（1942）の事業として組織された医学用語整理委員会に始まり、『第一次医学用語集』（1943）が刊行された。1952年に医学用語管理委員会が新しく組織され、『医学用語辞典 英和』（1991）を経て、現在の『日本医学会医学用語辞典』web版につながっている。
3) 日本医学会による医学用語統一の歴史と意義	4頁	大江和彦	東京大学大学院医学系研究科教授、日本医療情報学会	（第12回日本医学会、1947年）広島・長崎に世界で初の原爆投下、甚大な被害。旧ABCCの歴史 今日に生きる疫学研究の意義 アメリカでのケロイド治療と形成術など。
4) 放射線医学より見たる原子爆弾症	4頁	秋葉澄伯	弘前大学特任教授、鹿児島大学名誉教授	医学会総会で取り上げられた記録を調べる必要あり。1958年12月国民健康保険法成立、1961年4月国民皆保険実現。ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの始まり。世界に冠すると国内では評されるが（？）医療経済学、医療システムからみた今日の課題も加えていただきたい。
5) 国民皆保険制度の実現	4頁	今中雄一	京都大学大学院医学研究科教授、社会医学系専門医協会理事長	例：第19回医学会総会、1978年、重金属汚染の人体への影響など数多くの公害病、中でも世界で知られる水俣病（1956年患者公式発見。（10年後、新潟で第2水俣病発生）。21世紀初めには国際水俣条約発効へ。
6) 広がる環境リスクと健康：胎児性水俣病を例に	4頁	岸 玲子	北海道大学環境健康科学研究教育センター特別招へい教授、日本医学会副会長	第1回編集委員会及び138学会アンケートで要望があった。明治期から現在に至る日本の感染症の歴史を遡って記述していただきたい。
7) スペイン風邪など日本の感染症の歴史（コロナ禍を含む）	4頁	岩本愛吉	国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）研究開発統括推進室室長 ／理事長特任補佐（感 日本ハンセン病学会前 理事長 日本ハンセン病学会理 事長	ハンセン病の現状と歴史、エイズなど感染症と人権の問題も含む。
8) 治療後も社会から隔離され続けた感染症：ハンセン病	4頁	石田 裕 後藤正道		
9) 優生保護法と同意なしの不妊手術	4頁	市川家國	信州大学医学部特任教授	優生保護法の下、遺伝疾患や精神疾患とされた方がたへの不妊手術が同意なしでなされた歴史、その原因。医学の進歩と医の倫理「標語」（第18回総会、1971）社会への情報公開（第22回医学会総会、1987）等を含めて。

10) 医学研究における倫理と医療の倫理ーそれらの歴史	4頁	武藤香織	東京大学医科学研究所教授	ヘルシンキ宣言（研究倫理）とリスボン宣言（患者の権利）、安楽死、尊厳死などの倫理の歴史について述べていただく。 138学会アンケートで「社会とともに歩んだ日本の医学。その歴史」の一つに、「精神医学の進歩や心身医学などをに入れてほしい」との要望があった。
11) 日本における精神医学/医療の進歩と精神保健の歴史と発展	4頁	松下正明	東京大学名誉教授	脳器移植法、脳死の問題など、日本における移植医療と社会の関わりについても述べていただきたい。
12) 移植医療の歴史	4頁	江川裕人	東京女子医科大学消化器外科教授、日本移植学会理事長	低侵襲手術は患者の身体的負担を軽減して、術後のリハビリを短縮しQOLを高めます。患者にとっての外科手術を、身体的負担と術後のリハビリ、退院後のQOLも含めて述べていただきたい。
13) 低侵襲手術	4頁	森 正樹	東海大学医学部長	画像診断によって、医療はたしかに大きく変わってきた。診断が正確になっただけでなく、患者が画像を見ながら説明を受けて納得できる、すなわちインフォームドコンセントにおいて重要な役割を担っている。医療・患者間の情報共有における画像診断の意義を含めて述べていただきたい。
14) 画像診断の進歩	4頁	大友 邦	国際医療福祉大学学長	糖尿病が大きなトピックになるが、メタボリックシンドロームと関連のある慢性疾患（CKD、COPD）も含めて、これらの疾患とその診断・治療の社会的意義も含めて述べていただけないか。
15) ホルモンの発見と診断・治療の進歩	4頁	門脇 孝	虎の門病院院長	
16) 分子標的薬（低分子、抗体）とワクチンの進歩	4頁	中村祐輔	がん研究会理事・がんプレシジョン医療研究センター所長	分子標的薬とワクチンの対象となる重要な疾患は、癌と感染症である。癌については、がん診療ガイドラインが整備されて、どの病院でも標準的な治療が受けられるようになったことを、述べていただきたい。
17) 日本における臨床研究の歴史、現状と今後の課題	4頁	永井良三	自治医科大学学長	我が国の臨床研究や治験の法整備や体制づくりは欧米に比して大きな遅れが指摘されてきた。その歴史的経緯を振り返りつつその後の体制整備の現状について述べる。また、近年の臨床研究法制定の背景を踏まえ、患者・社会の福祉に還元されるべき臨床研究の適正な
18) 日本の医学・医療におけるジェンダーギャップ（ダイバーシティの現状も含む）	4頁	名越澄子	埼玉医科大学教授	138学会アンケートで要望があった。男女共同参画、ダイバーシティの現状と将来への課題。「入試での女性受験者に対する不利な取り扱い」も述べる必要がある。
19) 日本における医師の労働時間と働き方改革の現状と課題	4頁	江原 朗 岸 玲子	広島国際大学健康科学部教授 北海道大学環境健康科学研究教育センター特別招へい教授、日本医学会副会長	138学会アンケートで要望があった。日本の医師の長時間労働は過労死防止の観点から指摘されることが多いが、欧米では医療安全面から取り上げられることが多い。OECD統計からみると日本の医師は長時間労働が際立っている。なぜ日本の医師の長時間労働問題が改善されないのか？
20) 頻発する日本の自然災害と医学・医療	4頁	大友康裕	日本災害医学会代表理事	学会アンケートで要望あり。近年の阪神淡路大震災、東日本大震災以降の災害医学の発展。コロナ禍も含めて多様な災害と人々の健康や安全をどう守るかを記述いただきたい。
21) 日本の医療における専門医制度の経緯・現状・課題	4頁	寺本民生	日本専門医機構理事長	専門医制度は日本の医療および医学教育（卒前と卒後を含め）における重要な問題であり、今後の医師のあり方や医学教育にも大きな影響を与える。日本専門医機構の発足に至る経緯を、日本医学会との関わり、社会医学系専門医との関わりも含めて記述いただきたい
22) 日本における基礎研究者とPhysician scientist 養成の現状・課題	4頁	市原 学 渡辺知保	東京理科大学薬学部教授 長崎大学学長特別補佐（プラネタリーヘルス	学会アンケートで基礎系学会から、人材育成について日本医学会が積極的に取り上げて欲しい旨、強い要望があった。教育人材育成委員会では、2年前から1700余の組織に対して調査を進めている。研究人材育成の重要性に基づき、現状や課題を明らかにする。
4部 生命科学の進歩と日本医学会				
日本における生命科学の進歩と医学研究	10～20頁	飯野正光	東京大学特命教授、日本医学会副会長	120年間の基礎医学の進歩を生命科学と医学研究の両面に触れながらまとめていただく。ノーベル医学生理学賞、化学賞なども簡潔に触れていただくといくかもいいがあくまで貴にはこだわらず取捨選択は執筆者のご判断に任せます。
5部 日本医学会138分科会の歴史				
1) ～138) 分科会	138頁	各分科会		学会の概要、歴史（設立から）、日本医学会加盟年、国や社会に対する要望・声明・提言など記載項目を決める。ホームページリポート明示）
6部 最近の委員会活動（日本医学会と日本医学会連合）				

日本学術会議は誰のものか 一私たちの要望と期待

日時：2022年3月12日（日）14時00分～16時30分

会場：アルカディア市ヶ谷

主催：学問と表現の自由を守る会

司会：藤森研（日本ジャーナリスト会議）

<発言> ※ビデオメッセージ

浅倉むつ子（安全保障関連法に反対する学者の会・早稲田大学名誉教授）

小森田秋夫（大学フォーラム・東京大学名誉教授）

門田守人（日本医学会連合会長・大阪大学名誉教授）

三成美保（前学術会議副会長）※

斎加尚代（ジャーナリスト）※

<シンポジウム>

広渡清吾（元日本学術会議会長・東京大学名誉教授）

田中優子（前法政大学総長）

長谷部恭男（日本学術会議会員の任命拒否理由の開示を求める情報公開
請求人共同代表・早稲田大学教授）

<国会議員の連帯あいさつ>

<閉会挨拶>

佐藤 学（東京大学名誉教授）

日本医学会分科会
理事長・会長 殿

日本医学会長
門 田 守 人
「未来への提言」作成委員会委員長
飯 野 正 光

日本医学会創立120周年記念事業「未来への提言」
完成のご案内

平素より 本会の事業推進にご協力を賜りまして誠にありがとうございます。
日本医学会では「日本医学会創立120周年記念事業」の一環として「未来への提言」の
取りまとめを行ってまいりました。このたび最終版「未来への提言」が完成いたしました
のでご案内いたします。
「未来への提言」は、これまでの120年間を振り返り、未来を見据えて本会が目指すべ
き理念と方向性を提言するものであり、このたび完成した最終版は2年近くの期間をかけ
て作成した委員会案に、更に1年かけて日本医学会全分科会から寄せられた意見を可能な
限り取り込んだものとなっております。
本日より [日本医学会創立120 周年記念特設サイト](#) にPDF版を掲載しておりますので、貴
会の会員各位へのご周知の程よろしく願いいたします。
なお、後日、分科会宛に冊子版1冊を別途お送りいたします。

記

日本医学会創立 120 周年記念事業「未来への提言」

PDFファイルURL：https://jams.med.or.jp/jams120th/images/teigen_jams120th.pdf
目次：

はじめに	
序章	「未来への提言」発出にあたって
第1章	地球規模の健康問題への対応
第2章	超高齢・少子化社会への対応
第3章	研究力の向上
第4章	医療倫理・研究倫理の深化
第5章	医療のあり方

問い合わせ先：日本医学会事務局
TEL：03-3946-2121(内 4261)
E-M: igakukai@po.med.or.jp

2023 年 4 月 19 日

一般社団法人全国医学部長病院長会議

会長 横手 幸太郎 先生

日本医学会
会長 門田 守人



謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医学会は 1902 年の第 1 回聯合医学会に端を発しており、創立 120 周年
を迎えたことを記念して、この度「未来への提言」*をまとめました。わが国の医学系
142 学会を傘下にもつ日本医学会が、「120 周年を機に、この期間を振り返り、長期的
未来を展望し、学術団体として日本医学会のあるべき姿を改めて見直し、その基本方
針を纏め、社会に提言として発出したい。」との趣旨で、全加盟学会の協力を得て作
成したものです。

提言では、5 章に渡り、「地球規模の健康問題への対応」、「超高齢・少子化社会への
対応」、「研究力の向上」、「医療倫理・研究倫理の深化」、「医療のあり方」について述
べております。

医学部の学生にとっても、医学・医療の発展の経緯や今後の方向性について学ぶ上
で参考となるものと考えており、医学概論などのアーリーエクスポージャー教育やチ
ュートリアルコースなどでの資料としてお使いいただくことができるのではないかと
考えております。つきましては、貴会議加盟大学医学部においてご活用いただくこ
とができれば誠に幸甚に存じます。ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

謹白

2023/05/18

学生・教職員 各位

総務企画課長

日本医学会創立120周年記念事業
「未来への提言」について
全国医学部長病院長会議を通じ、日
本医学会から、創立120周年記念
事業の一環として「未来への提言」
をとりまとめた旨、情報提供があ
りましたので、下記のとおりお知ら
せいたします。

記

<日本医学会からのご案内>
https://www.google.com/url?q=https://isis.shiga-med.ac.jp/wp/public/wp-content/uploads/sites/66/2023/05/21c0bd34e176451adaaa0c2dd00af96c.pdf&source=gmail-imap&ust=1684976936000000&usg=AOvVaw3KiT5uX3zIb4dHBB_vXNla

■「未来への提言」
以下のURLよりご覧ください。
(略)
■日本医学会とは
日本医学会は、明治35年（1902
年）4月2日、第 1 回日本聯合医学
会（後に日本医学会と改称）を上野
の東京音楽学校において開催したこ
とに始まり、4 年毎に日本医学会総
会を開催する活動を続けている。
わが国の医学系142学会を傘下にも
ち、2022年4月で創立120周年を
迎えた。
■日本医学会創立120周年記念事業
サイト
(略)

評価できること：『未来への提言』のインパクト

戦争と医学医療研究会 第51回定例研究会（2023年11月26日）

1. 日本医学会は、創立 120 周年記念事業において、「決議」では具体的に触れていなかった
 - ①「残虐行為」に関して「戦時中に七三一部隊で中国人やロシア人等を対象とした非人道的な人体実験」などを具体的にあげ、
 - ②「医学・医療の名において、人間の尊厳・人権の尊重が蹂躪され、人々に大きな犠牲を強いた過去を持つ」とし、「当時の日本の医学界をリードしていた大学教授たちが多く参加していた事実」をあげ、責任の所在に言及し、
 - ③「こうした過去の過ちに学び、将来にわたって非倫理的な状況が再び起こることのないよう、私たち自身の倫理を確固たるものとし、時には流れに抗うことも医学に携わる者の責務」とする基本方針、社会への提言を発出した。

以上の『未来への提言』は、日本医学会創立以来、新生日本医師会設立以来の初めての出来事で、画期的といえる。

2. 『未来への提言』には、理事会、作成委員会 の議を経ており、「委員会の開催」のみならず「議事録作成、分科会（加盟学会）への照会と意見の収集と取りまとめ」がなされて、完成された。完成に際して民主的手続き、全加盟学会の協力を得ること、透明性が図られたことも画期的といえる。
3. 日本医学会会長名で、加盟分科会への完成案内だけでなく、一般社団法人全国医学部長病院長会議宛に「加盟大学医学部においてご活用」を促す文書を発出した。これに応じた大学も見られる。
4. 「抗う」実践も行われたといえる。

以上、「決議」では見られなかった実効性と実現可能性が『未来への提言』には認められる。

注視すべきインパクト先と日本医学会の活動

戦争と医学医療研究会 第51回定例研究会（2023年11月26日）

- 日本医学会総会（2027年以降）
- 日本医師会・各地方医師会
- 世界医師会・国際関係
- 日本医学会加盟の各医学会
- 戦時中から継続する医学会の自省
- 日本学術会議
- 戦前から続く大学医学部・医科大学・研究機関など
- 日本政府・国会
 - 「謝罪」決議
 - 「調査」委員会
- 医学教育
 - 医学教育モデル・コア・カリキュラム
- 調査・研究・アーカイブ
- 広報
- メディア・ネット・AI

2024 年 2 月 20 日

「戦争と医の倫理」の検証を進める会 御中

日本医学会

会長 門脇 孝

拝啓

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご厚誼にあずかり、厚く御礼申し上げます。また、創立 120 周年記念事業「未来への提言」第 4 章をお読みいただきましたことに重ねて御礼申し上げます。

「未来への提言」第 4 章「医療倫理・研究倫理の深化」では、戦争時のみならず、過去において起きた生命倫理原則や基本的人権、インフォームド・コンセントの蹂躞などから、過去の過ちに学び、将来にわたり非倫理的な状況が再び起こることのないよう、不断に医療倫理と研究倫理を深化させる努力をすることが医学に携わる者の最も重要な基本的責務であるとしております。

さて、貴会より昨年末に懇談の「場」を設けることへのご要望をいただいております。貴会のご活動の趣旨は重要と認識いたしますが、本会としての考えや今後の取り組みについての詳細は「未来への提言」随所に記載がございますので、下記をご参照いただきますことをもってご理解いただければ幸いです。

https://jams.med.or.jp/jams120th/images/teigen_jams120th.pdf,

お返事が遅くなりましたことを深くお詫び申し上げます。

また、末筆になりましたが貴会の益々のご発展をお祈り申し上げます。

敬 具



第32回
日本医学会総会 2027 医学のレジリエンス～みらいへの挑戦と貢献～
The 32nd General Assembly of
the Japan Medical Congress 2027

2024 年 8 月 1 日

「戦争と医の倫理」の検証を進める会 御中

第 32 回日本医学会総会
会 頭 澤 芳樹

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

貴会より 6 月 21 日付にてご要望をいただいておりますが、関連する学術委員会および展示委員会より賛同を得ることができなくて、本会としての取り組み等については厳しく、何卒ご理解いただければ幸いです。

ご返答が遅くなり、今になりましたことを深くお詫び申し上げます。

末筆ではございますが、貴会の益々のご発展をお祈り申し上げます。

敬具

第 32 回日本医学会総会

565-0871 大阪府吹田市山田丘 2-2

大阪大学大学院医学系研究科

岸本記念医学史料館(3階)

TEL: 06-6875-8181

FAX: 06-6875-8180

E-mail: office@isoukai2027-osaka.jp

学術講演会 2027年4月23日(金)～25日(日)

大阪市北区・中之島エリア

学術展示 2027年4月22日(木)～25日(日)

大阪国際会議場・リーガロイヤルホテル大阪

一般(市民)展示 2027年3月20日(土)～28日(日)

大阪市北区・うめきたエリア

<https://isoukai2027.jp>

学習会：『未来への提言』後の独自企画 「戦争と医の倫理」の検証を進める会

- ① 軍学共同・デュアルユースの現状と課題(24/9/3)
- ② 「イスラエルの軍事侵攻下のガザ地区とパレスチナの現状」～その解決と私たちの立ち位置～(25/1/2)
- ③ 「医学の戦時翼賛体制」～医師一人ひとりが戦争協力者になる時～(25/5/28)
- ④ 「731部隊と医の倫理」に画期的な言及をした日本医学会－創立120周年記念シンポジウム及び『未来への提言』刊行の意義と課題－(25/10/8)
- ⑤ 「731部隊などの医学犯罪に関するネット情報の現状」 (26/2/18)
- ⑥ 戦争トラウマと日常臨床(26/5/27)
- ⑦ 遺棄化学兵器による被害(26/8/26)
- ⑧ 戦争とハンセン病 (優生保護法) (26/10/13)
- ⑨, ⑩ 企画中

731部隊細菌戦国家賠償訴訟では事実認定

[西山勝夫: 軍学共同反対連絡会ニュース No 102 2025/5/16](#) より抜粋

中国の生物兵器攻撃の被害者やその家族は、日本国を相手取って謝罪と賠償を求める裁判を起こした。その過程で、政府は原告があげた史実に対する反証を一切しなかった。

東京地方裁判所は2002年8月、731部隊等の旧帝国陸軍防疫給水部が、生物兵器に関する開発のための研究及び同兵器の製造を行い、中国各地で細菌兵器の実戦使用（細菌戦）を実行した事実を認定した。

しかし、原告の請求に関しては、当時は国が戦争被害について賠償する法律がまだ制定されていなかったことを理由に、全面的に棄却した。原告の控訴したが、東京高等裁判所は2005年7月、最高裁は2007年5月に棄却し、判決が確定した。

司法は「細菌戦被害に対し我が国が何らかの補償等を検討するとなれば、我が国の国内法ないしは国内的措置によって対処することになると考えられるところ、何らかの対処をするかどうか、仮に何らかの対処をする場合にどのような内容の対処をするのかは、国会において、以上に説示したような事情等の様々な事情を前提に、高次の裁量により決すべき」とし、自らは決しなかった。

国立国会図書館に恒久平和調査局を置く構想

[西山勝夫: 軍学共同反対連絡会ニュース No 102 2025/5/16](#) より抜粋

立法府である国会でも、上述のように決せられないまま今日に至っている。

戦争被害調査会法を実現する市民会議の取り組みにより、恒久平和調査局設置法案が、国会では「国立国会図書館法の一部を改正する法律案」として以下のように提出され

第145通常国会(1999年)衆議院へ提出→第147国会にて廃案

第150臨時国会(2000年)衆議院へ再提出→第157国会にて廃案

第159通常国会(2004年)衆議院へ再提出→第162国会にて廃案

第164通常国会(2006年)衆議院へ再提出

第171回国会(2009年)で27番「国立国会図書館法の一部を改正する法律案」審議未了となったまま今日に至っている。

第171回国会について、衆議院トップページ >立法情報 >議案情報 >第171回国会 議案の一覧 >を検索すると、経過情報は、議案提出者は鳩山由紀夫、近藤昭一、寺田学、横光克彦、石井郁子、吉井英勝、辻元清美、保坂展人の7名、議案提出会派は民主党・無所属クラブ、日本共産党、社会民主党・市民連合、議案提出の賛成者113名である。

本文の概要は以下のとおりである。

今次の大戦及びこれに先立つ一定の時期における惨禍の実態を明らかにすることにより、その実態について我が国民の理解を深め、これを次代に伝えるとともに、アジア地域の諸国民をはじめとする世界の諸国民と我が国民との信頼関係の醸成を図り、もつて我が国の国際社会における名誉ある地位の保持及び恒久平和の実現に資するため、国立国会図書館に、恒久平和調査局を置く。

恒久平和調査局は、次に掲げる事項について調査する。

- 一 今次の大戦に至る過程における我が国の社会経済情勢の変化、国際情勢の変化並びに政府及び旧陸海軍における検討の状況その他の今次の大戦の原因の解明に資する事項
- 二 昭和六年九月十八日から昭和二十年九月二日までの期間（以下「戦前戦中期」という。）において政府又は旧陸海軍の直接又は間接の関与により労働者の確保のために旧戸籍法（大正三年法律第二十六号）の規定による本籍を有していた者以外の者に対して行われた徴用その他これに類する行為及びこれらの行為の対象となった者の就労等の実態に関する事項
- 三 戦前戦中期における旧陸海軍の直接又は間接の関与による女性に対する組織的かつ継続的な性的な行為の強制（以下「性的強制」という。）による被害の実情その他の性的強制の実態に関する事項
- 四 戦前戦中期における旧陸海軍の直接又は間接の関与により行われた生物兵器及び化学兵器の開発、実験、生産、貯蔵、配備、遺棄、廃棄及び使用の実態に関する事項
- 五 前三号に掲げるもののほか、戦前戦中期において政府又は旧陸海軍の直接又は間接の関与による非人道的な行為により旧戸籍法の規定による本籍を有していた者以外の者の生命、身体又は財産に生じた損害の実態に関する事項
- 六 第二号から前号までに掲げるもののほか、戦前戦中期における戦争の結果生命、身体又は財産に生じた損害の実態に関する事項
- 七 戦前戦中期における戦争の結果生命、身体又は財産に生じた損害について当該損害が生じた者に対し我が国がとった措置及び当該損害に関し我が国が締結した条約その他の国際約束に関する事項

国立国会図書館に恒久平和調査局を置く構想

[西山勝夫: 軍学共同反対連絡会ニュース No 102 2025/5/16](#) より抜粋

本文の概要は以下のとおりである。

今次の大戦及びこれに先立つ一定の時期における惨禍の実態を明らかにすることにより、その実態について我が国民の理解を深め、これを次代に伝えとともに、アジア地域の諸国民をはじめとする世界の諸国民と我が国民との信頼関係の醸成を図り、もって我が国の国際社会における名誉ある地位の保持及び恒久平和の実現に資するため、国立国会図書館に、恒久平和調査局を置く。

恒久平和調査局は、次に掲げる事項について調査する。

- 一 今次の大戦に至る過程における我が国の社会経済情勢の変化、国際情勢の変化並びに政府及び旧陸海軍における検討の状況その他の今次の大戦の原因の解明に資する事項
- 二 昭和六年九月十八日から昭和二十年九月二日までの期間（以下「戦前戦中期」という。）において政府又は旧陸海軍の直接又は間接の関与により労働者の確保のために旧戸籍法（大正三年法律第二十六号）の規定による本籍を有していた者以外の者に対して行われた徴用その他これに類する行為及びこれらの行為の対象となつた者の就労等の実態に関する事項
- 三 戦前戦中期における旧陸海軍の直接又は間接の関与による女性に対する組織的かつ継続的な性的な行為の強制（以下「性的強制」という。）による被害の実情その他の性的強制の実態に関する事項
- 四 戦前戦中期における旧陸海軍の直接又は間接の関与により行われた生物兵器及び化学兵器の開発、実験、生産、貯蔵、配備、遺棄、廃棄及び使用の実態に関する事項
- 五 前三号に掲げるもののほか、戦前戦中期において政府又は旧陸海軍の直接又は間接の関与による非人道的な行為により旧戸籍法の規定による本籍を有していた者以外の者の生命、身体又は財産に生じた損害の実態に関する事項
- 六 第二号から前号までに掲げるもののほか、戦前戦中期における戦争の結果生命、身体又は財産に生じた損害の実態に関する事項
- 七 戦前戦中期における戦争の結果生命、身体又は財産に生じた損害について当該損害が生じた者に対し我が国がとつた措置及び当該損害に関し我が国が締結した条約その他の国際約束に関する事項

「公的」日中歴史共同研究

[西山勝夫: 軍学共同反対連絡会ニュース No 102 2025/5/16](#) より抜粋

2005年4月14日に国会（参議院・外交防衛委員会）で初めて政府（町村信孝外務大臣）は日中歴史共同研究に言及した。

外務省によれば、2005年4月の日中外相会談において、町村大臣より日中歴史共同研究を提案、翌5月の日中外相会談において、詳細は事務当局間で議論していくことで一致。2006年10月の安倍総理大臣（当時）訪中の際、日中首脳会談において、日中有識者による歴史共同研究を年内に立ち上げることで一致。同年11月、APEC閣僚会議の際の日中外相会談において、歴史共同研究の実施枠組みについて合意。2006年12月26-27日に北京で第1回全体会合、2009年12月、第4回全体会合（最終会合）を実施し、今期の歴史共同研究は終了。2010年1月31日、両国委員による自国語論文（報告書）を発表。2010年9月6日、報告書翻訳版を発表。となっている。

国会では2015年12月11日の参議院・文教科学委員会 田村智子(共産党)での言及が最後である。石兼公博外務省アジア大洋州局長は「日中歴史共同研究報告書に収められた論文は学術研究の結果として執筆者個人の責任に基づき作成されたものでございまして、政府として個々の論文の具体的記述についてコメントはしないとの立場でございます。」と答弁している。

報告書の総論では「共同研究は3年が経過したばかりで、数十年さらには百年以上蓄積されてきた歴史認識の隔たりを解決するには、まだ端緒を開いたにすぎない。多くの問題についてさらに意見を交換し、深く研究する必要がある。いま発表する論文は第一段階での初歩的な研究結果で、次の段階に発表を持ち越される論文もあるし、次の段階で引き続き研究が必要なテーマも多くある。」と述べられている。外務省も「今期の歴史共同研究は」と述べている。しかし、その後の「共同研究」はないまま今日に至っている。

安全保障技術研究推進制度（防衛省ファンディング）

2026/5/20 公募は終了 9月下旬頃採択結果公告

令和8年度からの変更点



【研究テーマの追加】

- ◆ 令和8年度より、「医療・医工学に関する基礎研究」を追加しました。本テーマでは、これまで必ずしも対象としておりませんでした外傷医療、救急医療、感染症、再生医療、機能再生、PTSD対策等への寄与が期待される基礎研究を広く募集いたします。
- ◆ 詳しくは公募要領 別紙1「令和8年度公募に係る研究テーマについて（共通）」をご覧ください。

【研究セキュリティの確保に関する取り組み】

- ◆ 本制度は、昨年12月に内閣府の「研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議」がとりまとめた「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」の対象プログラム（特定研究開発プログラム）となりました。
- ◆ このため、防衛装備庁は、研究セキュリティの確保の観点から、研究代表者及び研究分担者が所属する研究機関にリスクマネジメントの実施を求めます。
- ◆ 詳しくは本資料25ページ及び公募要領の「研究セキュリティの確保に関する取り組みについて」をご覧ください。